

出雲崎町子ども計画

< 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度) >



令和7年(2025年)3月



未来へつなぐ子育て応援宣言のまち

出雲崎町 IZUMOZAKI



はじめに



『こどもまんなか いずもざき
～すべてのこどもが輝き、
夢や希望をともにはぐくむまち～』の実現をめざして

全国的に急速な少子・高齢化や核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、貧困の連鎖など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付ける社会の構築など、こどもと家庭を社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっております。

こうした課題に対応するため、国においては、令和4年6月に「こども基本法」を制定するとともに「こども家庭庁」を設置しました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」を策定しました。

本町においても、平成27年3月に「出雲崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には「出雲崎町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定して、本町の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。

また、令和5年5月には、子育て支援により一層力を入れ「子育てするなら出雲崎」と選ばれるまちをめざし、「未来へつなぐ子育て応援宣言のまち」を提唱しました。

これまでの取組を着実に進めるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的に展開していくため、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「出雲崎町こども計画」を策定しました。本町ではこの計画に基づき、すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、実情に即したこども施策を推進することにより、こどもや若者の権利を保障し、すこやかな育ちをまち全体で支えあう環境づくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議をいただいた出雲崎町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やこども・若者等の意見公募、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました町民の皆様や、関係機関・団体の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

出雲崎町長 仙海直樹

目次

頁

第1章 計画の策定にあたって..... 1

第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の性格と位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 計画の対象	3
第5節 計画の策定体制	3
1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査・ 子どもの生活状況等に関するアンケート調査.....	3
2 こどもの声を聴く取組み.....	4
3 こども・若者等の意見公募.....	4
4 出雲崎町子ども・子育て会議による審議.....	5
5 SDGsとの関係.....	5

第2章 現状と課題..... 6

第1節 こども・子育て家庭を取り巻く環境	6
1 人口の状況	6
2 出生の状況	8
3 婚姻・離婚の状況.....	9
4 世帯の状況	9
5 就労の状況	10
6 保育施設等の状況.....	10
7 待機児童の状況.....	11
第2節 アンケート調査や意見聴取結果からみる現状と課題	11
1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査（就学前児童の保護者調査） からの抜粋.....	11
2 子どもの生活状況等に関するアンケート調査（こども本人調査）からの抜粋.....	14
3 こども・若者等の意見公募レポートからの抜粋.....	18
第3節 出雲崎町の課題の整理	20
1 切れ目のない支援についての課題.....	20
2 幼児教育・保育についての課題.....	20
3 生活に困難を抱える家庭への支援についての課題.....	21
4 生きづらさ等の問題を抱えるこどもについての課題.....	21

第3章 計画の基本的な考え方..... 22

第1節 基本理念	22
第2節 基本的方針	23
第3節 施策の体系	24

第4章 施策の展開	26
第1節 【Ⅰ ライフステージを通じた重要事項】	26
1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	26
2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	28
3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	34
4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	37
5 こどもの貧困対策	40
6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	43
7 犯罪・事故・災害などからこども・若者を守る取組、こども・若者の自殺対策	46
第2節 【Ⅱ ライフステージ別の重要事項】	50
1 《こどもの誕生前から幼児期まで》	
切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育て」環境の整備	50
2 《学童期・思春期》	
こどもの健全育成と多様な居場所の提供	53
3 《青年期》	
すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる地域づくり	58
第3節 【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項】	62
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	62
2 地域子育て支援、家庭教育支援	64
3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	65
4 ひとり親家庭への支援	67
第5章 子ども・子育て支援事業に係る目標事業量について	68
第1節 子ども・子育て支援事業として記載する事業	68
第2節 計画期間内における児童の推計人口	69
第3節 教育・保育提供区域について	70
第4節 算定にあたっての基本的な考え方	70
第5節 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	71
1 教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】	72
2 保育（認定こども園・保育園）【3～5歳】	73
3 保育（認定こども園・保育園）【0歳】	74
4 保育（認定こども園・保育園）【1歳】	75
5 保育（認定こども園・保育園）【2歳】	76
第6節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
1 利用者支援事業	77
2 時間外保育事業（延長保育事業）	78
3 実費徴収（日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等）に係る 補足給付を行う事業	79
4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	80
5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）	81
6 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	83
7 乳児家庭全戸訪問事業（2か月児全戸訪問事業）	84
8 養育支援訪問事業	85

	頁
9 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	86
10 一時預かり事業.....	87
11 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	88
12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	89
13 妊婦健康診査事業（妊婦一般健康診査事業）	90
14 子育て世帯訪問支援事業（家庭訪問による継続的個別支援事業）	91
15 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング事業）	92
16 妊婦等包括相談支援事業.....	93
17 産後ケア事業.....	94
18 児童育成支援拠点事業.....	95
19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	96
第6節 その他の推進方策	97
1 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	97
2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	98
3 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保.....	98
4 外国人のこどもへの支援・配慮.....	98
第6章 計画を実現するために.....	99
第1節 こども・若者、子育てにやさしいまちづくりのための意識改革	99
第2節 計画の進行管理・評価方法	99
第3節 関係機関との連携強化	100
1 各課の連携強化.....	100
2 関係機関や町民との連携.....	100
資 料 編.....	101
第1節 出雲崎町子ども・子育て会議	101
1 出雲崎町子ども・子育て会議委員名簿.....	101
2 計画策定の主な経過.....	102
第2節 出雲崎町『未来へつなぐ子育て応援宣言』	103

◆ こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義されています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保証されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がされています。その趣旨を鑑み、本計画においては、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

特別な場合とは、例えば以下の場合を指します。

- ・法令に根拠がある語を用いる場合（子ども・子育て支援法等）
- ・固有名詞や事業名を用いる場合（子どもの医療費助成事業等）
- ・他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国の急速な少子・高齢化や核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、貧困の連鎖など、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

加えて、近年は、IoT、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が日々進化しており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、こどもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代のこどもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このように刻々と変化する社会情勢の中、これまで国では、平成24年（2012年）に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年（2015年）4月から幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。平成27年（2015年）には「子ども・子育て支援新制度」のもとで、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所とを一元的に扱い、必要な量の確保を図るべく「子ども・子育て支援事業計画」が全国の市町村で一斉に策定されました。さらにその後も、幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援の充実が図られていますが、残念ながら少子化には歯止めがかかっていない現状があります。

一方で、法的な整備は停滞しており、令和4年（2022年）に「こども基本法」が制定され、令和5年（2023年）4月から施行され、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。

こうした流れの中、本町においても、「子ども・子育て支援法」等に基づき、平成27年（2015年）には第1期にあたる『出雲崎町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、令和2年（2020年）には『出雲崎町第2期子ども・子育て支援事業計画』を策定して、本町の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。

この度、『出雲崎町第2期子ども・子育て支援事業計画』が令和6年（2024年）年度で最終年度を迎えることから、今後も、こども・若者の意見を聴き、参加を得ながら、すべてのこども・若者の育ちが保障され、こどものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、こども施策を総合的に推進するため、『子ども・子育て支援事業計画』、『こどもの貧困対策計画』、『子ども・若者計画』を一体化した『出雲崎町こども計画』（以下「本計画」という。）を策定し、社会経済情勢を踏まえ、限りある資源や予算、財政バランス等も考慮しながら、こどもや若者、子育て当事者等に関する課題の解決に向け、施策の実施に着実に取り組みます。

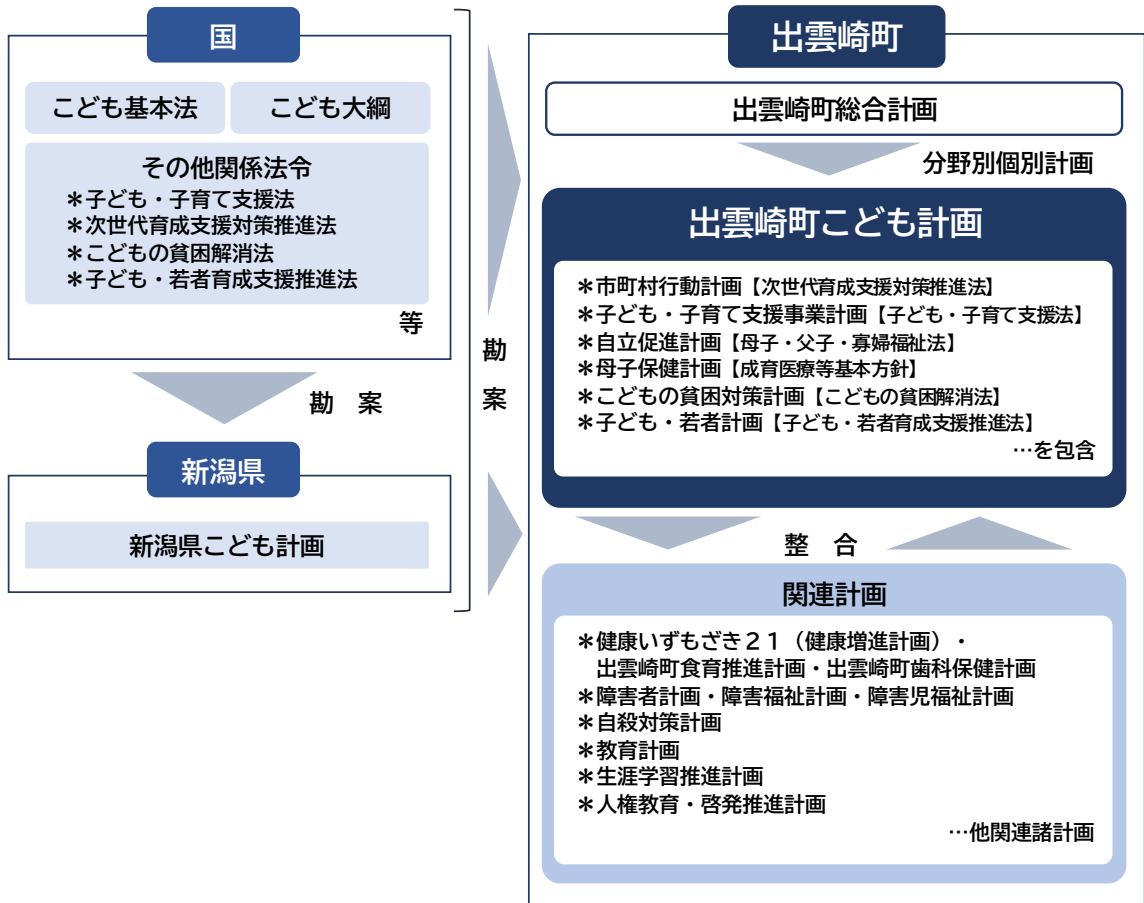
すべてのこども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができるよう、本町の実情に即したこども施策を推進することにより、こどもや若者の権利を保障し、すこやかな育ちをまち全体で支え合う環境をつくることをめざします。

第2節 計画の性格と位置づけ

『こども基本法』第 10 条において、市町村は『こども大綱』・『都道府県こども計画』を勘案して『市町村こども計画』を定めるよう努めるものとされています。

本計画は、本町の最上位計画である「第6次出雲崎町総合計画」のこども・子育てに関連する分野別個別計画であると同時に、各種関連計画との整合性を図りながら、『こども大綱』及び『新潟県こども計画』を勘案し、策定するものです。

■計画の位置づけ



第3節 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。計画期間において、社会情勢の変化等に応じて見直しが必要な場合は、適宜見直しを行います。

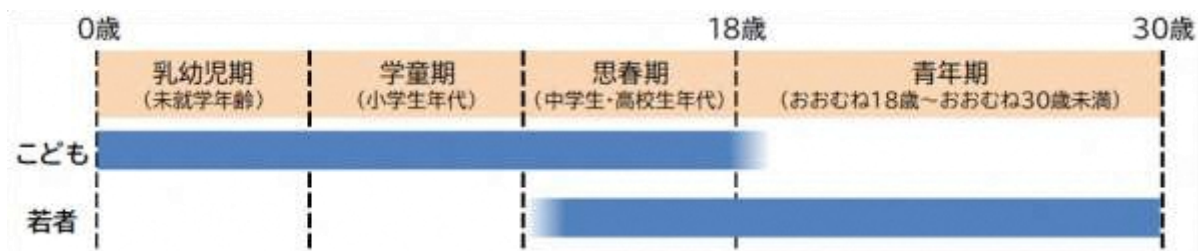
計画の名称	～令和6年度 (～2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
第6次出雲崎町総合計画	令和4（2022）年度～令和12（2030）年度							次期計画
出雲崎町 子ども・子育て支援事業計画	第2期 令和2年度 ～令和6年度							
出雲崎町こども計画		令和7（2025）年度～令和11（2029）年度						次期計画

第4節 計画の対象

本計画は、こども・若者とその家族、妊娠期の方を対象とします。計画の対象となるこども・若者は0歳からおおむね30歳未満までとします。

なお、本計画における「こども」と「若者」の定義については、こども大綱を参考に以下のように整理しています。「こども」と「若者」は重なりある部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

また、「青少年の健全育成」等のように記載している場合の「青少年」は、20歳未満を指しています。



第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として、関係団体の代表者、町民、学識経験者等で組織する「出雲崎町子ども・子育て会議」において協議を行うとともに、庁舎内においては「子ども・子育て支援事業推進室」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行いました。

また、こども及び保護者の意見を反映させるため、こどもや保護者へのアンケート等を実施するほか、直接、こども・若者からの意見聴取を行いました。

さらに、町民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメント*を実施しました。

* パブリックコメントとは…

行政機関等が新しい政策を打ち出したり、制度を変えたりしようとする場合に、その内容をホームページや窓口、行政機関等で事前に周知し、広く住民から意見を募集して、政策や制度づくりに反映する仕組みのこと。

1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査・ 子どもの生活状況等に関するアンケート調査

本調査は、『出雲崎町こども計画』の策定にあたり、国の『こども大綱』を勘案し、子育て世帯の意識と生活環境・子育てサービスの利用状況等、また、町内のこども・若者を取り巻く状況を把握することを目的として実施しました。

①調査対象

調査対象（調査票種類）は以下の4種で行い、総計 508 件を配布し、総計 375 件の有効回答（有効回収率 73.8%）がありました。

なお、各配布数は、各調査対象の母集団数と一致します（悉皆配布）。

調査対象（調査票種類）	配布数	有効回答数	有効回収率
①就学前児童の保護者 （子育てニーズ等調査）	68	50	73.5%
②小学1年生～小学4年生の保護者 （子育てニーズ等調査）	82	62	75.6%
③小学5年生～高校3年生の保護者 （生活状況等調査）	141	97	68.8%
④小学5年生～高校3年生のこども本人 （生活状況等調査）	217	166	76.5%

②調査方法・実施時期

配布・依頼は、保育所等や学校を通しての配布、または、郵送配布で行いました。

回収は、WEB画面による回答、郵送による用紙回答、直接聴取による回答で行いました。

調査は令和6年（2024年）夏期（7月～8月）に実施しました。

2 こどもの声を聴く取組み

こどもに一番良いことは、こどもの声を聴いて、こどもとともに決めることを実践するため、令和6年（2024年）夏期（7月）には保育所等年長児、小学校全生徒、中学校全学年の全てにファシリテーター*が出向き、町長とともにこどもたちの声を聴きました。

寄せられた意見や提案を参考に、計画案の策定を行いました。

* ファシリテーターとは…

こどもや若者の意見を聴く機会で、こどもや若者が安全・安心に意見を表明できるようサポートする人のこと。

3 こども・若者等の意見公募

こども・若者に関する幅広い施策に対し、施策の対象となるこどもや若者、子育て世代から、意見や要望、アイデア、実情などを広く募集するため、令和6年（2024年）夏期（8月～9月）に用紙及びオンラインでの募集ページを開設し実施しました。寄せられた意見等を参考に、計画案の策定を行いました。

4 出雲崎町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、こども・若者や子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもを取り巻く環境や実情を踏まえた計画とするため、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成する「出雲崎町子ども・子育て会議」において、計画の内容を協議しました。

5 SDG s との関係

SDG s とは、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。国は地方自治体の各種計画などへの最大限の反映を奨励しており、本町においても、SDG s の目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

本計画においても、将来世代につなぐ持続可能なまちづくりを進めるため、SDG s の基本的な考え方や目標を踏まえ、多様な主体が連携・協力し、こども関連施策の推進を図り、その達成に貢献していきます。



出典：国際連合広報センター

第2章 現状と課題

第1節 こども・子育て家庭を取り巻く環境

1 人口の状況

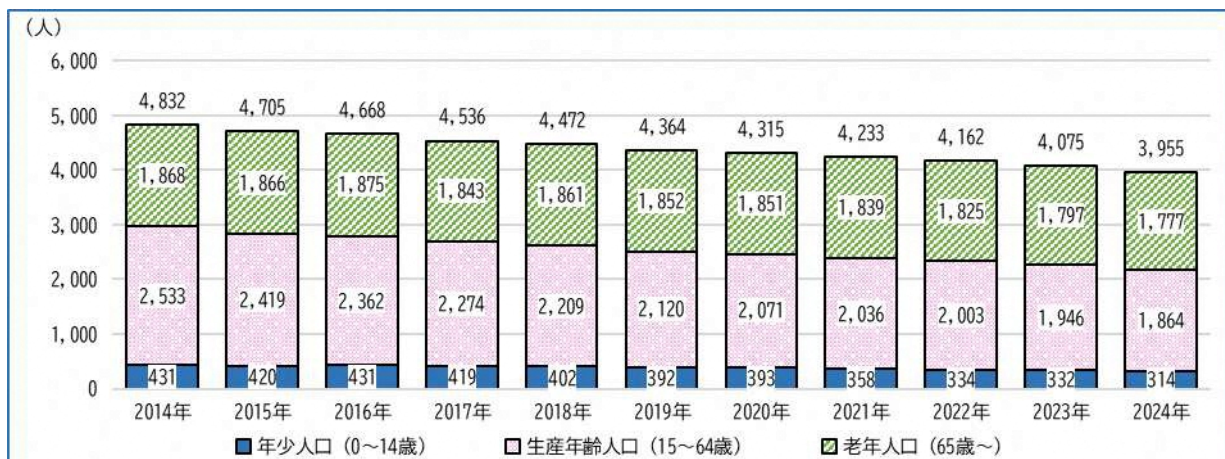
全国的に人口減少の局面にある中で、本町の総人口も減少し続けており、令和6年（2024年）3月31日現在で3,955人となっています。

年齢3区分別にみると、令和2年（2020年）以降、年少人口は減少傾向にあります。総人口に対する割合をみると、ほぼ横ばいに推移しています。

性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）の変化をみると、平成26年（2014年）から令和6年（2024年）にかけて、男女ともに69歳以下は減少し、70～74歳及び90歳以上が増加しています。

こうした状況を踏まえると、少子高齢化が加速化していることがうかがえます。

■年齢3区分別人口の推移



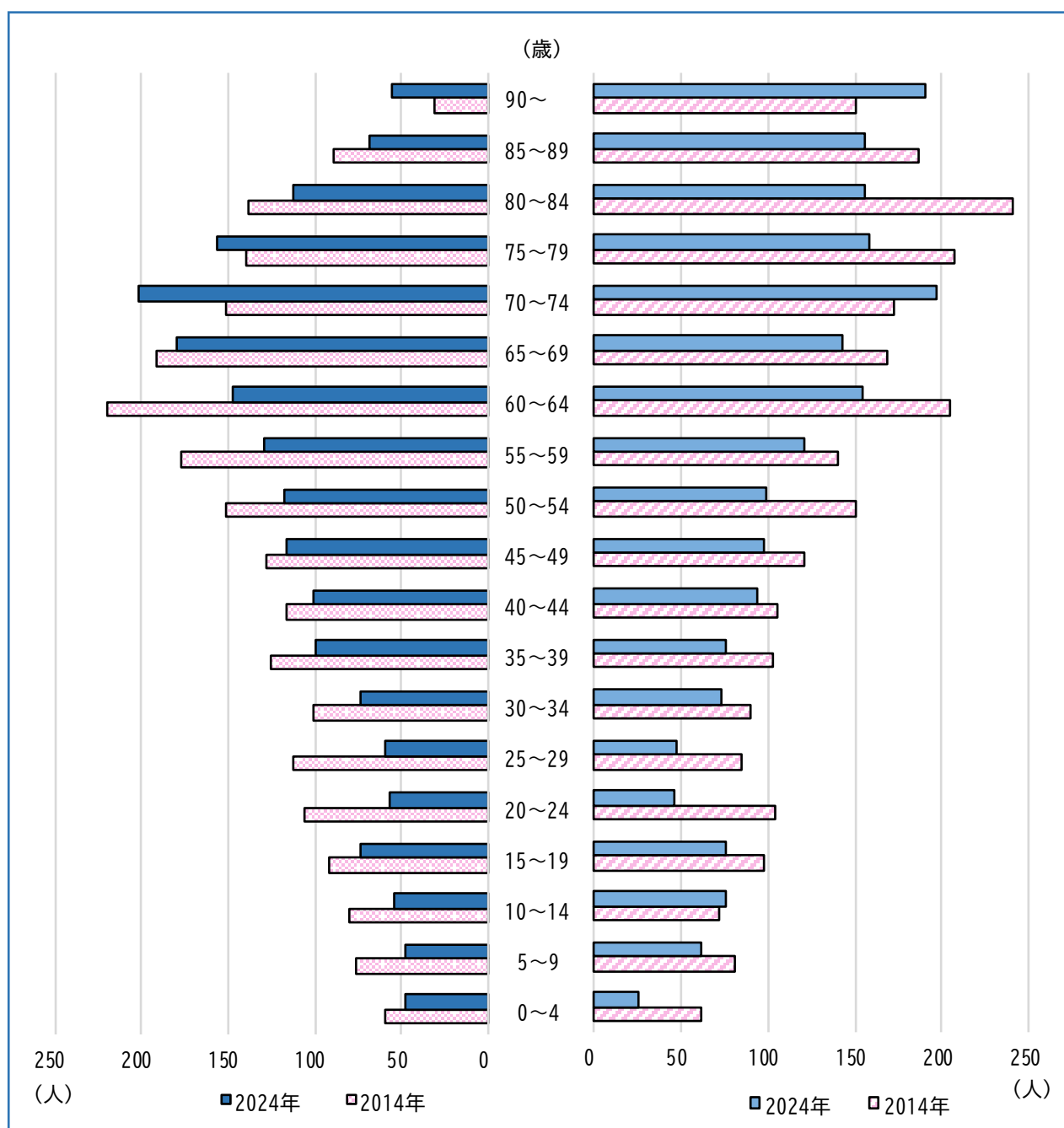
出典：出雲崎町「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

■年齢3区分別構成比の推移



出典：出雲崎町「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

■性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）の推移



出典：出雲崎町「住民基本台帳人口」（各年4月1日現在）

2 出生の状況

本町の出生数の推移をみると、ここ 10 年間では 7 人から 29 人の間で推移しています。平成 25 年（2013 年）を 1 とした場合、全国、新潟県は緩やかな減少傾向にあり、本町も増減を繰り返しながら、平成 27（2015）年以降は減少傾向に転じています。

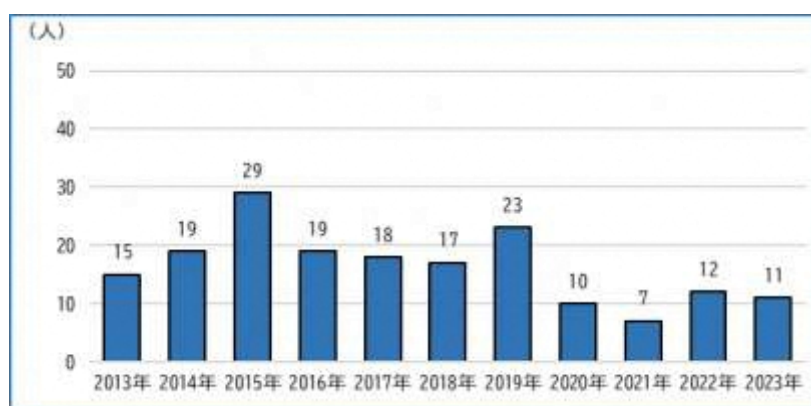
合計特殊出生率*の推移をみると、全国、新潟県と同様に低下傾向の中、令和 5 年（2023 年）は 0.75 まで低下しています。

特に令和 3 年（2021 年）は合計特殊出生率が急速に低下しており、少子化が懸念されます。

* 合計特殊出生率とは…

一人の女性が一生の間に産む子の数を示すもので、15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計することで算出される。

■本町の出生数の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

■平成 25 年（2013 年）を 1 とした場合の出生数の変化



出典：厚生労働省「人口動態統計」

■合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

3 婚姻・離婚の状況

本町の婚姻数の推移をみると、平成 26 年（2014 年）以降は減少傾向にあります。

離婚の推移をみると、離婚率は新潟県では緩やかな減少傾向がみられますが、本町では増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年以降は減少しています。

■婚姻数（率）・離婚数（率）の推移

【婚姻】



【離婚】



出典：厚生労働省「人口動態統計」

4 世帯の状況

本町の一般世帯数は、令和 2 年（2020 年）時点で 1,528 世帯となっており、平成 27 年（2015 年）から 5 年間で 74 世帯減少しています。一般世帯のうち半数強が核家族世帯であり、全国、新潟県と比較しても同程度となっています。

6 歳未満のこどもがいる核家族世帯は、令和 2 年（2020 年）時点で 48 世帯となっており、平成 27 年（2015 年）から 5 年間で 10 世帯減少しています。

■家族構成別世帯数・構成比の状況

	出雲崎町				新潟県		全国	
	2015年		2020年		2020年		2020年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
一般世帯	1,602	-	1,528	-	862,796	-	55,704,949	-
核家族世帯	798	49.8%	788	51.6%	459,787	53.3%	30,110,571	54.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	58	3.6%	48	3.1%	48,916	5.7%	3,772,306	6.8%
母子世帯	131	8.2%	142	9.3%	69,945	8.1%	646,809	1.2%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	1	0.1%	4	0.3%	2,284	0.3%	109,700	0.2%
父子世帯	34	2.1%	32	2.1%	12,778	1.5%	74,481	0.1%
うち6歳未満の子どもがいる世帯	1	0.06%	1	0.07%	107	0.01%	5,632	0.01%

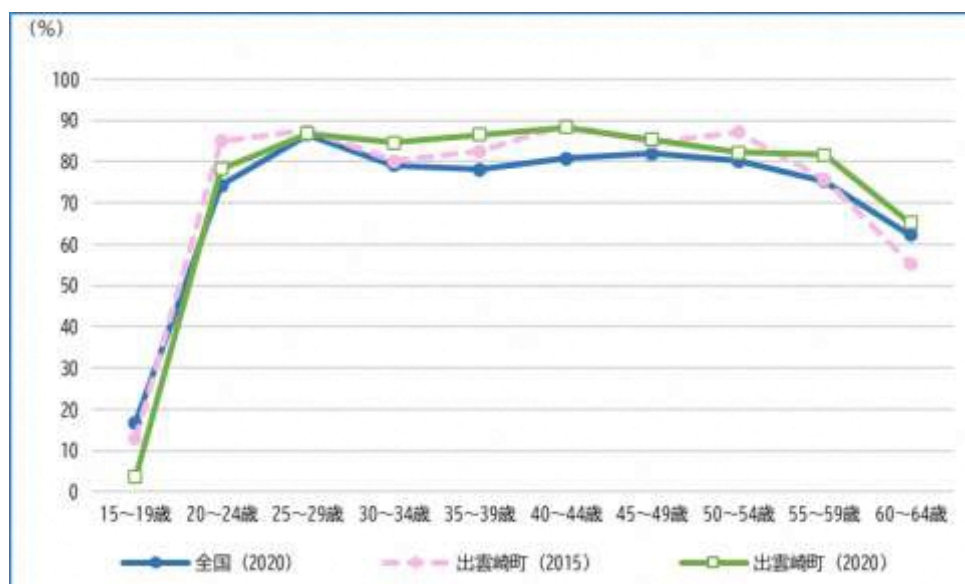
※一般世帯とは、社会福祉施設や病院等（施設等の世帯）を含まない、住居と生計をともにしている人の集まり等をいう。

出典：総務省「国勢調査」

5 就労の状況

女性の労働力率の推移をみると、平成 27 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）までの 5 年間で、20 歳以降の労働力率が上昇しており、いわゆる M 字カーブがゆるやかになってきています。

■女性の年齢別労働力率の状況



出典：総務省「国勢調査」

6 保育施設等の状況

保育園児数・認定こども園児数及び利用率（児童数に対する園児数の割合）の推移をみると、利用率は増加傾向にあり、令和 3（2021）年以降は 9 割前後で推移しています。

年齢別利用者数・利用率の推移をみると、特に 1～2 歳の利用率が増加してきており、令和 6（2024）年は、1～2 歳の全員（100.0%）が利用しています。

■保育園児数・認定こども園児数及び利用率の推移



		2020	2021	2022	2023	2024
保育園	利用率	40.0%	47.0%	54.3%	43.3%	46.6%
	構成比	49.1%	52.9%	58.0%	48.4%	52.6%
こども園	利用率	41.5%	41.7%	39.4%	46.2%	42.0%
	構成比	50.9%	47.1%	42.0%	51.6%	47.4%

※利用率＝利用児童数／学齢前児童数

※学齢前児童数、保育園児童数は 4 月 1 日現在、こども園児童数は 4 月 1 日現在。

※いずれも町民についての数値であり、受託（町外在住者による本町施設利用）は含まれない。

※認定を申請せずに施設等を利用している児童（事業所内保育等の利用）は計上していない。

■年齢別利用者数・利用率の推移

【利用者数（人）】						【利用率】					
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	6	3	5	4	3	0歳	25.0%	33.3%	62.5%	30.8%	25.0%
1～2歳	30	33	33	23	21	1～2歳	85.7%	84.6%	94.3%	95.8%	100.0%
3～5歳	74	66	50	66	54	3～5歳	97.4%	98.5%	98.0%	98.5%	98.2%

7 待機児童の状況

本町の待機児童数は、令和元（2019）年4月1日以降はゼロとなっています。

■本町の待機児童数の推移

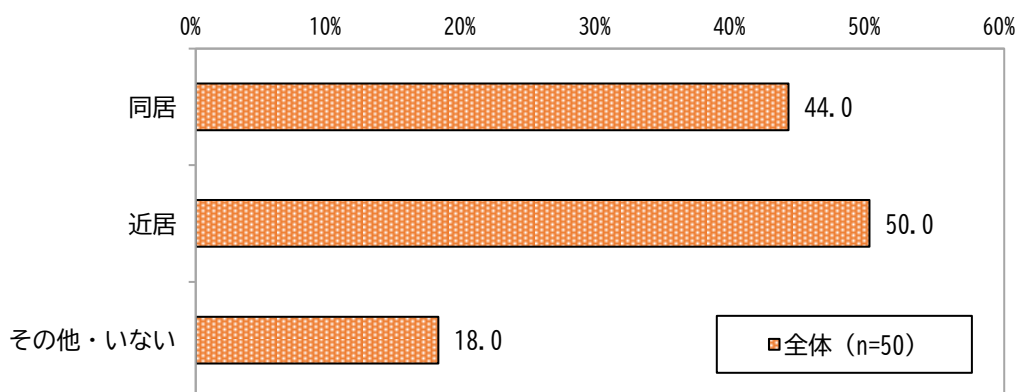
2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0人	0人	0人	0人	0人	0人

第2節 アンケート調査や意見聴取結果からみる現状と課題

1 子ども・子育て支援に関するアンケート調査
（就学前児童の保護者調査）からの抜粋

①「家庭のこと」に関する考察と課題

■祖父母との同居・近居状況

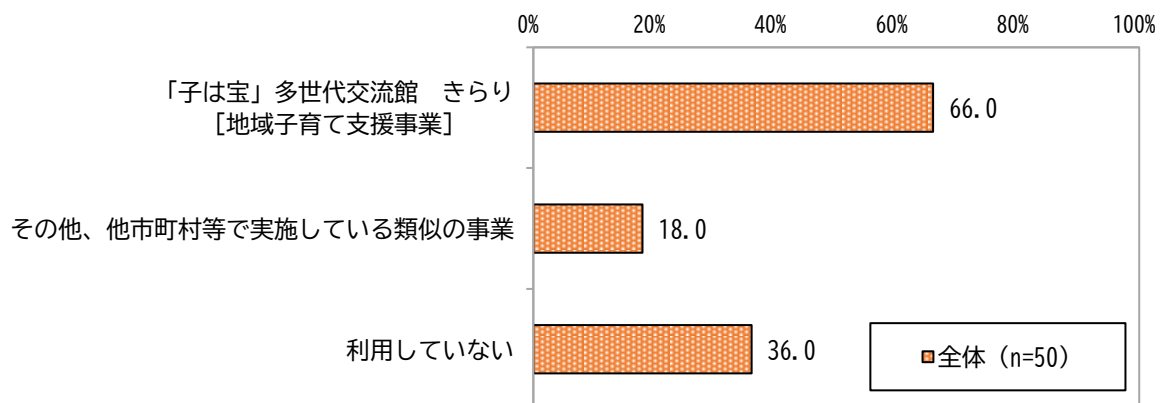


祖父母との同居や近居が多く見られることから、祖父母が子育てや家族のサポートに大きく寄与している状況が確認されました。

特に祖父母が遠方に住んでいる家庭に対しては、地域社会での支援やネットワークの拡充が不可欠です。本町の子育て支援事業を充実させ、地域全体で子育てをサポートする体制を整えることが、家庭の負担軽減につながると考えられます。

②「地域の子育て支援事業」に関する考察と課題

■地域子育て支援事業の利用状況

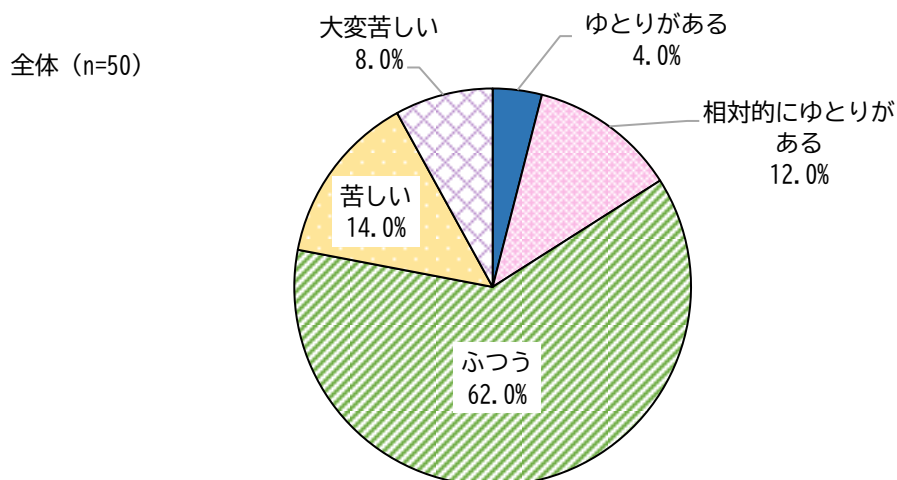


地域の子育て支援事業は、特に出雲崎「子は宝」多世代交流館きらり(以下『きらり』という。)の利用率が高く、多くの家庭にとって重要な役割を果たしていると考えられます。しかし、利用していない家庭も一定数存在し、これらの家庭に対する認知向上が課題です。

現在利用していない家庭に対して子育て支援事業の利用促進を図るとともに、既存利用者に対しても、より充実したサービスの提供が求められます。

③「家庭の経済的状況」に関する考察と課題

■暮らしの経済的状況の感じ方

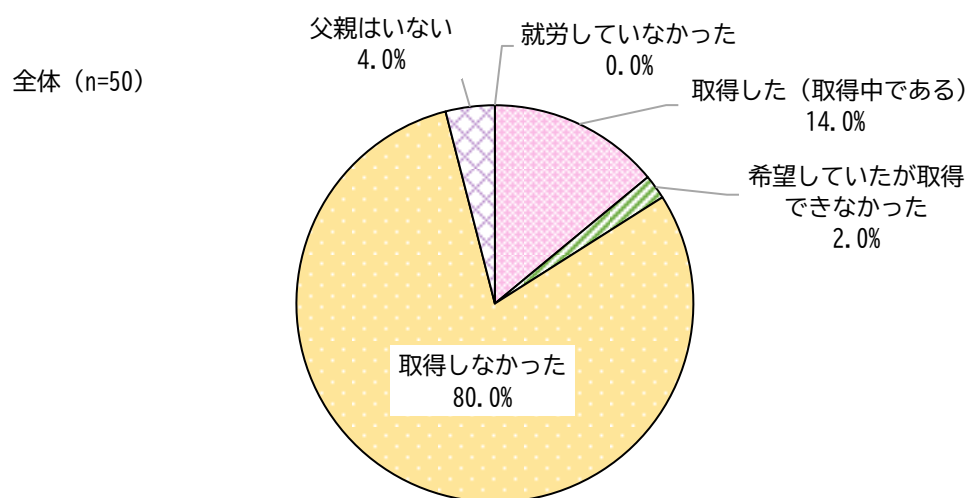


多くの家庭が「ふつう」と感じる暮らしを営んでいる一方で、少数の家庭では困難さを感じていることが確認されました。

生活費の負担を軽減するための支援策を強化し、特に低所得世帯に対しての就学支援や住宅支援を充実させる必要があります。

④「育児休業など、職場の支援制度」に関する考察と課題

■父親の育児休業の取得状況

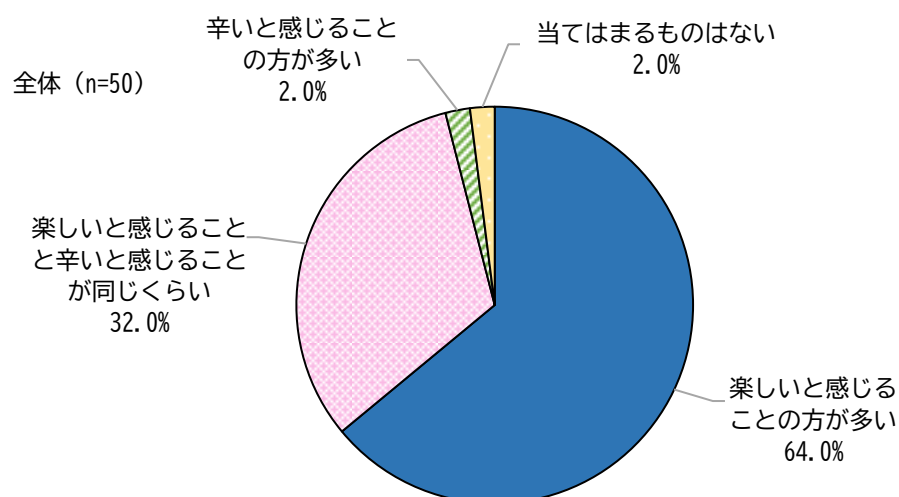


父親の取得率は依然として低く、職場の雰囲気や経済的な要因が大きな課題となっています。

父親の育児休業取得を促進するための柔軟な制度整備や、育児と仕事の両立を支援する職場環境の改善に取り組む必要があります。また、男性の育児参加を促すための啓発活動や支援制度の充実が課題となります。

⑤「子育てへの感じ方」に関する考察と課題

■子育ての楽しさに対する感じ方



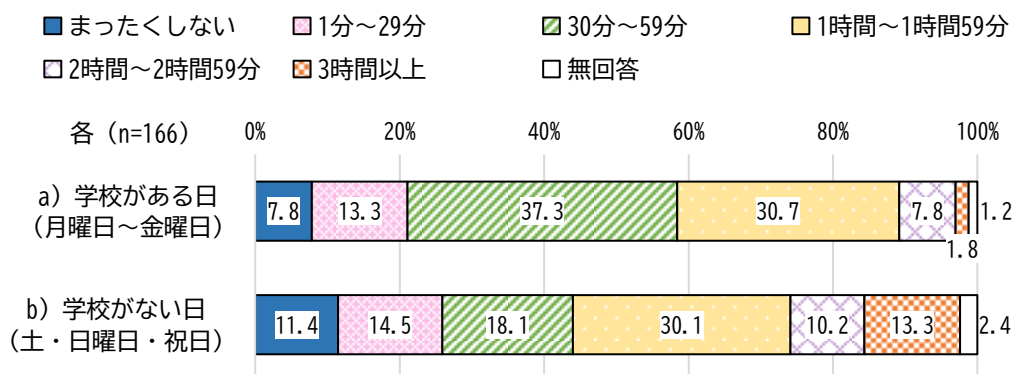
大多数の家庭が子育てに対して楽しさを感じている一方で、約3割が辛さも感じていることが確認されました。

特に、辛さを感じている家庭に対して、地域の子育て支援体制の拡充が急務です。

2 子どもの生活状況等に関するアンケート調査 (こども本人調査) からの抜粋

①「学習や勉強の状況等」に関する考察と課題

■勉強時間

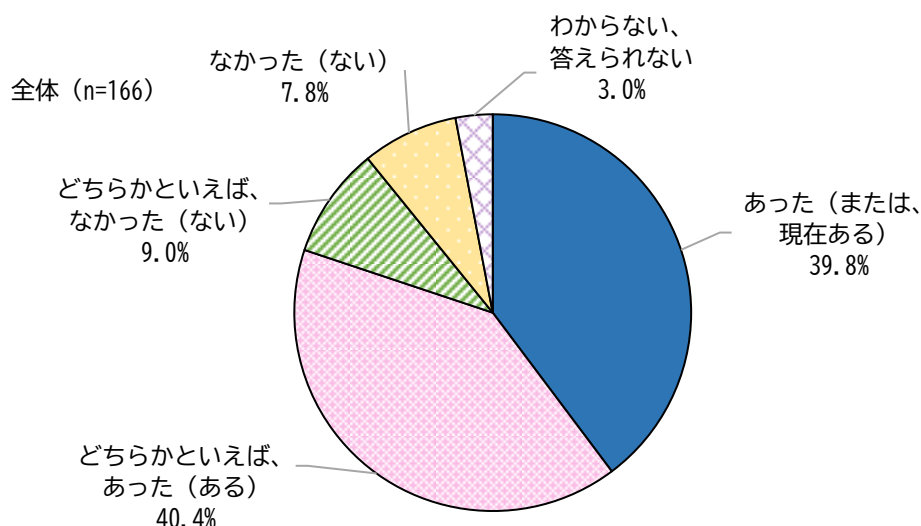


こどもたちは自主的に学習する傾向が強い一方、学校がない日は勉強しない割合が増加することが確認されました。

勉強時間が短いこどもや、成績に自信が持てないこどもに対するサポートを強化することが重要です。特に授業理解に苦しんでいるこどもに対する教科別の補習や個別指導が必要です。また、学校外で学習しないこどもに対して、地域全体での学習支援体制を整えることが求められます。

②「自身にあてはまること」に関する考察と課題

■落ち込みの経験

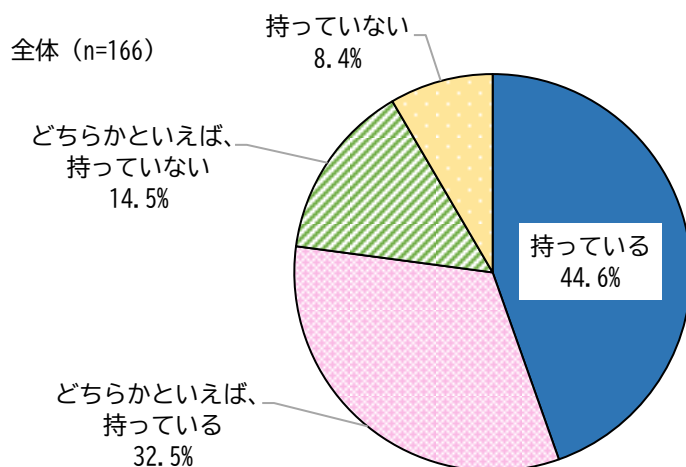


落ち込みや、将来に対する不安を抱えていた(いる)こどもが多いことが確認されました。

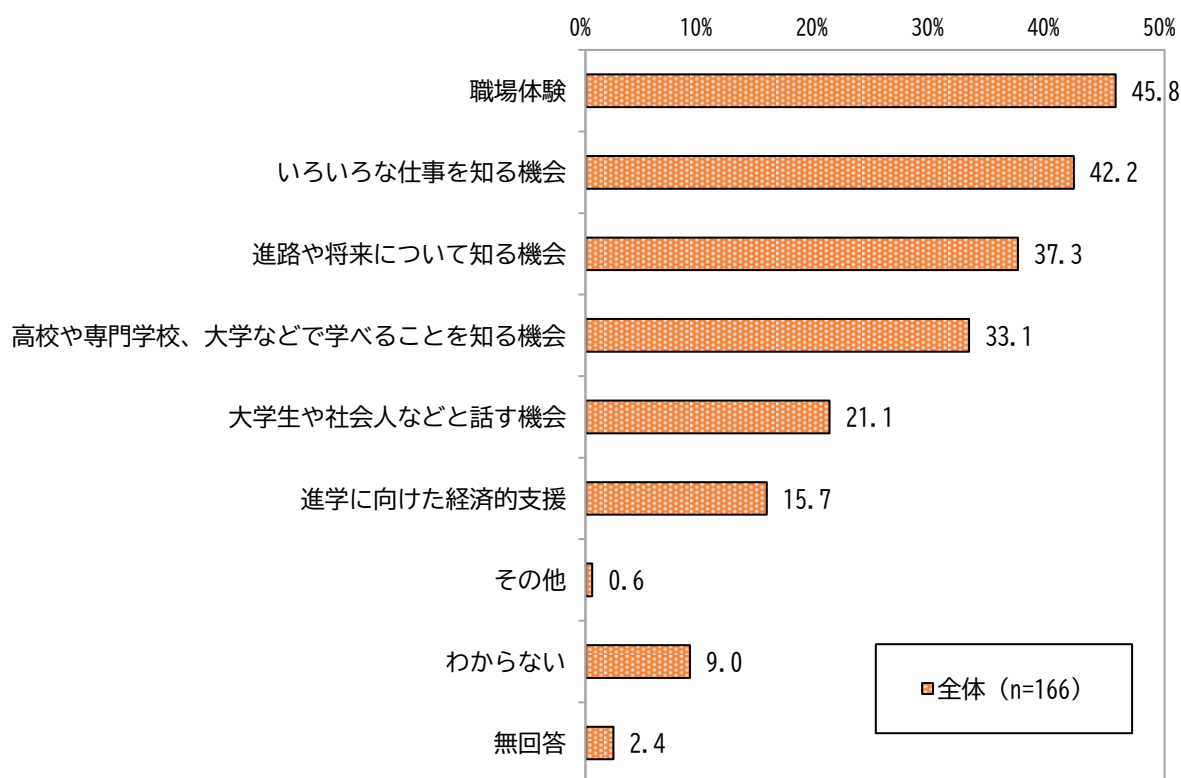
こどもたちの将来に対する不安を軽減し、自己肯定感を高められるような支援を強化する必要があります。相談することに対する心理的ハードルを下げるための施策や、自己解決に頼りすぎないよう、相談対応を行うことも重要です。

③「進学希望や将来の目標」に関する考察と課題

■将来の夢や目標



■進路や将来を考えやすくするための条件

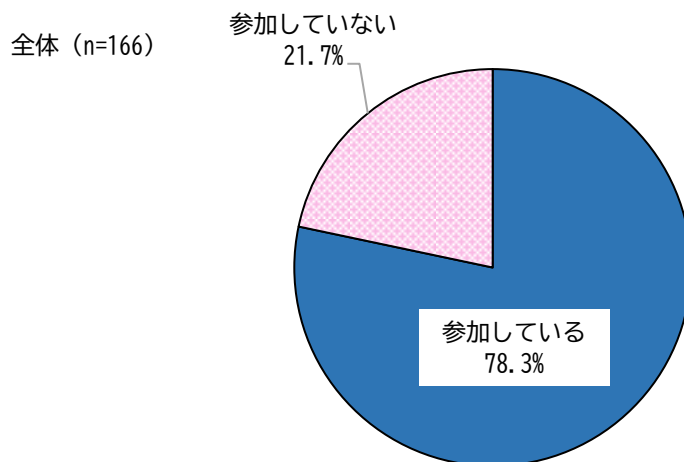


大多数のこどもが将来の夢や目標を持っていますが、一部の子どもは明確な夢や目標を持っていないことが確認されました。また、進路考慮に関しては、実際の職場体験や情報提供を求める声が多く、進路を具体的に考えるためのサポートが必要とされています。

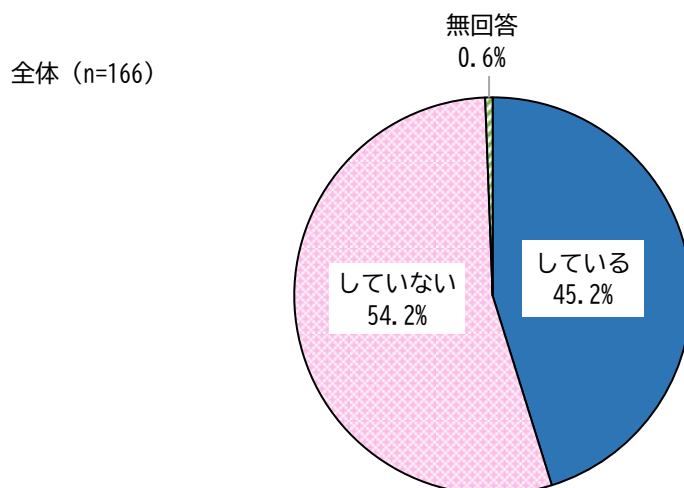
特に進路が定まっていないこどもに対しては、早期に進路選択をサポートする体制の整備が求められます。将来を考えるきっかけを増やすことが重要です。

④「諸活動への参加状況や習い事の実施状況」に関する考察と課題

■地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加



■習い事の実施状況

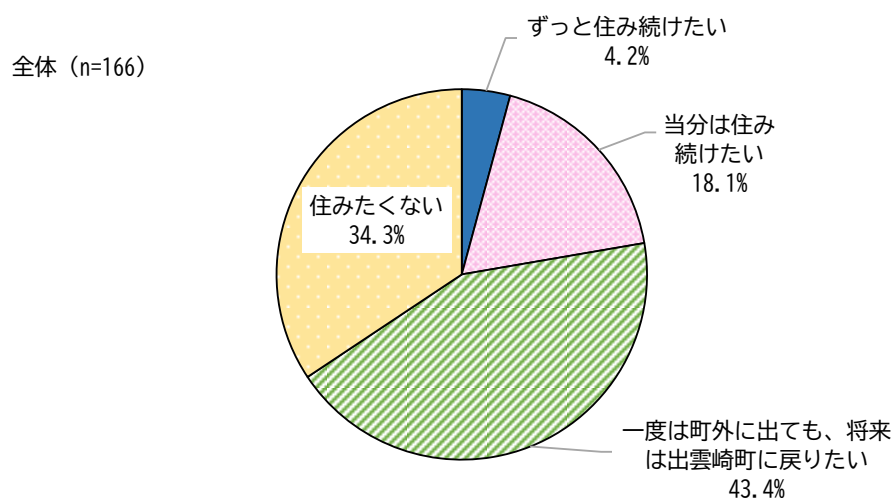


地域や学校の活動には多くの子どもが積極的に参加していますが、活動の選択肢が限られているため、参加していない子どもも一定数存在しています。また、習い事についても半数以上の子どもが参加していない状況です。

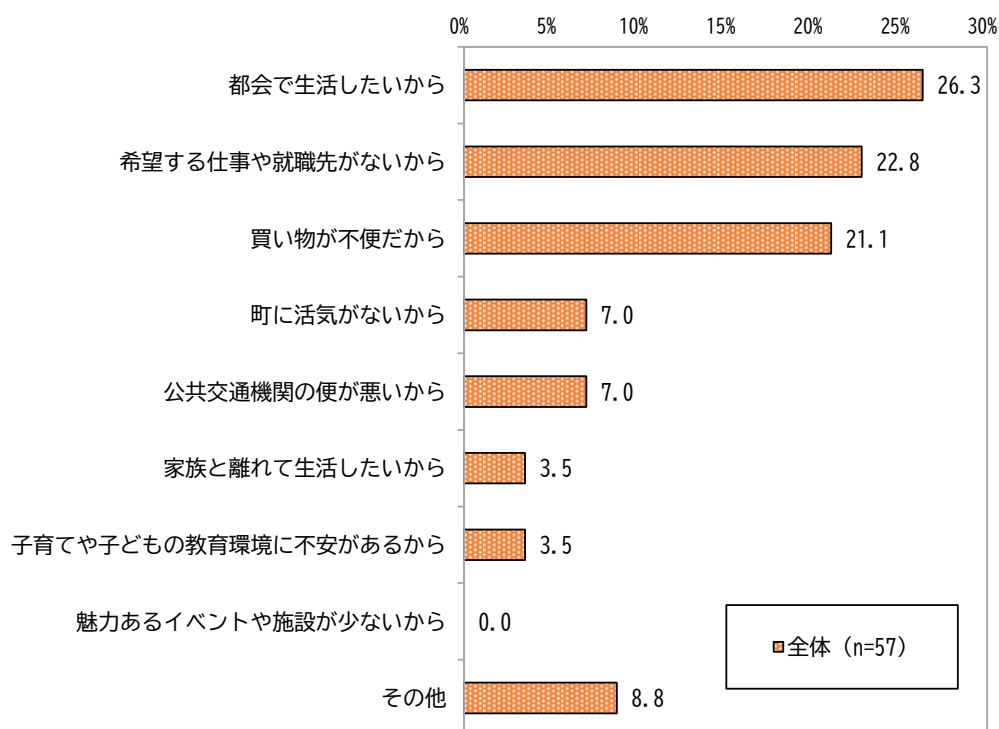
クラブ活動や習い事の選択肢を増やし、参加できる環境を充実させることが重要です。また、経済的支援やスケジュール調整のサポートを通じて、より多くの子どもが活動に参加できるような仕組みを整えることが求められます。

⑤「居住意向」に関する考察と課題

■将来出雲崎町に住みたいか



■出雲崎町に住みたくない理由



多数は本町に住み続けたいと考えていますが、一方で、町外での生活を希望する人も多いことがわかりました。また、地元に対する愛着や家族・友人とのつながり、自然豊かな環境が出雲崎町に住みたい理由として挙げられましたが、就職先の不足や生活の不便さが町外移住を希望する大きな要因です。

特に若い世代が地元に戻りたいと感じるような就職先の創出や、生活の利便性向上に努める必要があります。自然環境や家族とのつながりといった町の強みをさらにアピールし、定住促進の施策を進めることが求められます。加えて、子育てや教育環境の整備も重要な課題です。

3 こども・若者等の意見公募レポートからの抜粋

①「小学生」からの意見全体のまとめ

小学生のこどもたちから多くの意見が寄せられ、具体的な要望が明らかになりました。特に、放課後の過ごし方や遊び場の整備、交通手段の改善、公園や自然環境の整備、そして学校生活の改善に関する提案が多く寄せられました。

放課後に安心して遊べる場の提供や、アクセス向上のための交通手段の充実、こどもたちの健全な成長に不可欠です。また、大型店舗や図書館の設置によって地域の活性化が期待され、これによりこどもたちの利便性が向上することも示唆されています。公園や自然環境においても、遊具やアスレチックの設置、自然と触れ合える場の整備が求められており、これらは地域住民全体の満足度向上にもつながる重要な施策です。

一方で、動物カフェやロープウェイの設置、大規模な商業施設の導入など、予算や運営の面で現行の町の財政やリソースでは実現が難しいとされる要望もありました。しかし、これらについては、既存の施設や資源を活用した段階的な対応や、イベントの実施を通じた試験的な取り組みが現実的な解決策として検討する必要があります。

②「中学生・高校生等」からの意見全体のまとめ

中学生や高校生等から寄せられた多様な意見を通じて、本町の未来に向けたさまざまな課題が浮き彫りになりました。中高生等という視点から、こどもたちが感じている生活環境の問題や、今後の町の発展に必要な要素が具体的に示されています。

「商業施設の不足と買い物環境の改善」に関しては、中高生等からも日常生活に必要な買い物が不便であることが指摘されており、特に高齢者や車を持たない住民が不便を感じている現状を、中高生も理解しています。大型商業施設の設置は難しいものの、小規模なスーパーや自動販売機の導入を通じて、利便性の向上を目指す対応が求められています。

「こどもや青少年向けの遊び場とレクリエーション施設の整備」に関しては、遊び場の不足は中高生等が強く感じている問題であり、特に天候に左右されずに利用できる施設の設置が求められています。町の財政や土地の制約から大規模な施設の整備は難しいものの、既存の公園や公共施設の活用、またはイベントの開催を通じて、こどもたちが安全に遊べる機会を増やすことが重要です。

「自然環境の保護と海岸・公園の美化」に関しては、自然環境を守りながら、それを町の魅力として発信したいという意識が中高生等からも示されました。特にゴミの問題や美化活動の不足を強く感じている声があり、清掃活動の推進とともに、自然を活かした観光やエコツーリズムの発展が必要とされています。

「教育環境と学校施設の充実」に関しては、学校施設の老朽化や授業の質に対する不満が挙げられており、中高生等にとって快適な学習環境を整えることが急務です。特に学校施設の修繕や授業内容の改善を進めることで、学習の質の向上を目指す必要があります。

「医療・公共サービスの充実」に関しては、医療サービスの不足に対する意見も中高生等から出されており、家族や自分自身が利用できる医療施設の充実を求めています。高度な医療施設の

設置は難しいものの、オンライン診療等を活用し、医療アクセスの向上を図ることが重要です。

その他にも、静かな個室スペースやリラクゼーション施設の不足についても指摘があり、特に学習やリラックスができる場所の提供が求められています。大規模な施設の新設は難しいものの、既存施設を活用して、段階的に改善を進めることが現実的であると考えます。

③「若者・子育て世代等」からの意見全体のまとめ

若者や子育て世代等から寄せられた具体的な要望等から、本町として取り組むべき課題や解決策の方向性がみえてきました。これらの意見・要望は、日常生活における不便さや将来的な不安を反映しており、住民の生活の質向上を目指す上で非常に重要な示唆を含んでいます。

まず、教育費や育児支援に関する要望では、給食費や学用品費といった直接的な教育費の負担が大きな問題として挙げられました。特に複数のこどもを持つ家庭においては、生活費と教育費が重くのしかかるため、これらの支援を拡充することが、子育て世帯の安心感と生活の安定に寄与します。本町としても、教育費負担を軽減する施策を積極的に検討する必要があります。

次に、商業施設の不足という問題は、特に交通手段を持たない高齢者や若い家庭において深刻な課題となっています。日常的な生活必需品を購入するために遠方へ出向かなければならない不便さを解消するため、町内での商業施設の誘致を強く求めています。本町が主体となって空き地や公共の土地を活用し、住民の買い物環境を整備することで、生活の利便性を大幅に向上させることが可能となります。

医療サービスの充実に関する要望も見逃せません。特に、急患対応にかかる医療費が住民にとって大きな負担となっていることから、本町としての補助金制度や医療費負担軽減策の導入が求められています。これにより、住民は安心して医療サービスを利用できる環境が整い、特に子育て世帯や高齢者世帯の生活の質が向上することが期待されます。

さらに、こどもの遊び場の整備に関しても重要な課題が提起されました。冬季や悪天候時にもこどもたちが安全に体を動かすことができる屋内施設の不足が指摘されており、本町として屋内施設の整備を進めることで、こどもの健全な成長を支える環境を提供することが必要です。これにより、子育て世帯が安心してこどもを育てることができる町としての魅力を増すことが期待されます。

また、妊婦の交通手段確保に関する要望も町として早急に対応すべき課題です。出産時の交通手段が不足しているという問題を解消するため、陣痛タクシー制度の導入や近隣の医療機関との連携を強化し、妊婦が安心して医療機関へアクセスできる環境を整えることが必要です。

最後に、公共施設の利用環境に関しても、体育館や公共施設でのマナーや利用環境の改善が必要です。施設の管理体制を強化し、利用者の意識向上を図ることで、公共施設の快適な利用が促進されます。

総じて、本町が主体となって、住民の声を反映した具体的な施策を段階的に進めることで、住みやすい環境を整え、若者や子育て世代の定住促進、そして高齢者の生活支援を実現することが可能となります。財政的な制約や土地活用の課題を踏まえながら、実現可能な範囲で優先順位をつけた施策の検討を行っていきます。

第3節 出雲崎町の課題の整理

これまで町が行ってきた取組や統計データ、アンケート調査結果等から本町の主な課題を整理しました。

1 切れ目のない支援についての課題

子育てしやすい環境を整えるためには、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要です。

保護者が不安を抱えることなく、こどもをすこやかに育てることができる環境を整備するためには、切れ目のない相談や支援を行い、スムーズに子育て支援事業や専門機関につなげ、保護者の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取組が必要です。更に、今後は「こどもまんなか」社会の実現を目指すため、妊娠・出産期から思春期までではなく、その先の青年期等も含め、こども・若者の状況に応じた切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

2 幼児教育・保育についての課題

幼児期の教育・保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであることから、すべての保育施設において、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図り、こどもの健やかな成長を支えていくことが求められています。

本町においては、就学前児童数は減少し続けており、保育需要を見極めながら定員の削減等を進めていく必要があります。

幼児教育・保育の現場では、障がいのあるこども等支援を必要とするこどもの受入体制の整備が急務となっています。加えて、家庭環境の問題などから、こどもだけでなく保護者も含めて支援が必要な家庭の支援ニーズは多様化しています。

また、幼児教育・保育の担い手である保育士、保育教諭等の人材育成・確保、その処遇改善や現場の負担軽減が課題となっています。

こうしたこどもや幼児教育・保育の現場などを取り巻く環境の変化と、諸課題に適切に対応していくことが求められています。

3 生活に困難を抱える家庭への支援についての課題

国では、経済的な状況がこどもの育ちに影響を及ぼす「こどもの貧困」を重要な問題と捉え、『子供の貧困対策の推進に関する大綱』を閣議決定するとともに、同じく閣議決定された『こども大綱』において、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことを基本的な方針の1つとして掲げています。

本町におけるアンケート調査でも、現在の暮らしの状況について、「苦しい」と感じる人は一定数います。

生まれ育った家庭環境や経済状況に関わらず、すべてのこどもがすこやかに育つことができるよう、支援を必要とする生活に困難を抱える家庭に適切なサービスを結び付けるとともに、地域住民も含め支援機関等と連携しながら包括的に支援することが必要です。

4 生きづらさ等の問題を抱えるこどもについての課題

不登校の児童生徒の増加等、何らかの生きづらさ等を抱えているこどもは一定数います。

悩みを抱えている児童・生徒に対して、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、辛い・苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが重要です。また、相談支援体制等の充実にあたっては、庁内関係各課での十分な連携に加え、関係機関・団体等とも連携し情報共有を図りながら総合的に支援する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本町におけるこどもに関する計画については、これまでも第6次出雲崎町総合計画の考え方との整合性を図った上で策定しており、前計画では、「心身ともに健康で、豊かな心、みんなで支えあう 子育て 子育てのまち いずもぎき」を基本理念とし、こどもにとっての最善の利益を第一に、健やかな育ちを支えるとともに、保護者一人ひとりが出雲崎町で子育てをすることに魅力を感じ、希望を持って生活できる環境づくりに取り組んできました。

この理念には、こどもの心身の調和のとれた発達のために、地域全体でこどもの成長や子育て家庭に理解や関心を持ち、寄り添うことが大切であるとの思いが込められており、それは今後も変わらず持ち続けるべき理念であると考えます。

さらに本計画では、こどもたちが夢を追い求め、こどもたちとともに未来を創り、まちが成長していくために、こどもたちの声に耳を傾け、政策に反映していく仕組みづくりを推進していくとともに、地域全体がこどもたちの成長を見守り、支援することで、こどもたちが自信を持って将来に挑戦できることも目標としています。

以上のことから、引き続き前計画の基本理念の趣旨を踏襲しつつ、「こどもまんなか社会」の主演であるこどもの視点と若者支援の視点を組み込み、新たな基本理念を以下のように定めます。

こどもまんなか いずもぎき
～すべてのこどもが輝き、夢や希望をともにはぐくむまち～

この計画を基盤とし、妊娠期からこどもたちが自ら歩き出す青年期まで切れ目のない支援が保証され、保護者や地域住民、行政、保育教育関係者や事業者など、

“ **みんな** ” でこども・若者を応援するまちをめざします。



第2節 基本の方針

本計画では、基本理念に基づき計画を具体的に推進していくため、次の3つの基本の方針を定めます。

基本の方針1 まちの絆で、みんなでこどもたちを育むまち

多様化している子育ての状況と各家庭のニーズに対応したサービスの質・量の充実を図ります。

また、子育て当事者の育児に関する悩み・不安・負担に対応するため、子育て家庭を包括的に支援する体制の強化や、子育て支援に関するサービス量の拡充を図ります。

さらに、行政と地域住民が連携しながら多世代も含めた交流の場を提供し、子育て世代が抱く孤立感や負担感の解消が図れるよう、地域全体で「子育て」と「こどもの育ち」を支えるための取り組みを進めます。

基本の方針2 すべてのこどもが輝く、未来への夢があふれるまち

未来を担うこどもたちが、興味のあることを自ら学び、夢を描くことができるよう、時代のニーズに応じた質の高い教育を推進するとともに、学習指導要領の着実な実施等により、「確かな学力」を育成します。

また、こどもたちの放課後の居場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、こどもの成長に応じた適切な支援が受けられる子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、こどもや保護者が誰でも参加して交流できる場づくりなど、こどもたちが地域への愛着や一体感を感じることができるよう、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりを進めます。

基本の方針3 だれもがいきいきと、快適に安心して暮らせるまち

こどもがすこやかに成長できるよう、健康に関わる支援や食に関する正しい知識の普及等に取り組んでいきます。

また、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者が安心して暮らせるよう、関係機関等と連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

さらに、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を進めるとともに、子育て支援を行う団体等と密接に連携・協力して、こどもが事故等に巻き込まれることのない「安全・安心な子育て環境の整備」を進めます。

第3節 施策の体系

基本理念、基本的方針及び施策の目指すところ、主要施策について、以下の施策体系とします。

<基本理念>

こどもまんなか いずもぎき

～すべてのこどもが輝き、夢や希望をともにはぐくむまち～

<基本的方針> ※基本理念実現の視点に基づいて計画を推進します。

方針1 まちの絆で、みんなでこどもたちを育むまち

方針2 すべてのこどもが輝く、未来への夢があふれるまち

方針3 だれもがいきいきと、快適に安心して暮らせるまち

I ライフステージを通じた重要事項		施策の目指すところ（目標）	主要施策（施策の展開）
I ライフステージを通じた重要事項	1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1-1 「こどもの権利」の普及・啓発と意見形成と聴取の機会創出
	2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	2-1 こどもの意見を反映したまちづくり 2-2 こども・若者が活躍できる機会づくり 2-3 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 2-4 こども・若者の多様な可能性を広げていくための性格差の解消
	3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	3-1 難病や慢性疾病を抱えるこども・若者への支援 3-2 成育医療等に関する相談支援等（プレコンセプションケアを含む）
	4	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	4-1 障がい児支援 4-2 医療的ケア児等への支援
	5	こどもの貧困対策	5-1 生活の支援 5-2 経済的支援 …【再掲】Ⅲ-1-1 経済的支援 5-3 保護者の就労の支援 …【再掲】Ⅲ-4-1 ひとり親家庭への支援 5-4 教育の支援
	6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	6-1 児童虐待防止対策等の強化 6-2 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 6-3 ヤングケアラーへの支援
	7	犯罪・事故・災害などからこども・若者を守る取組、こども・若者の自殺対策	7-1 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 7-2 こども・若者への性犯罪・性暴力対策 7-3 こども・若者の非行や犯罪防止 7-4 こども・若者の自殺対策

	施策の目指すところ	主要施策（施策の展開）
Ⅱ ライフステージ別の重要事項	1 《こどもの誕生前から幼児期まで》 切れ目ない「子育て」支援と 質の高い「子育て」環境の整備	1-1 妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保 1-2 こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の 保障と遊びの充実
	2 《学童期・思春期》 こどもの健全育成と 多様な居場所の提供	2-1 安心して過ごせる多様な居場所の提供 2-2 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる 教育環境の充実 2-3 体罰や不適切な指導の防止 2-4 不登校のこどもへの支援 2-5 いじめ防止 2-6 心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支援 及び小児医療体制の充実 2-7 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報 提供や教育
	3 《青年期》 すべての若者が社会の一員として 尊重され自己実現できる 地域づくり	3-1 すべての若者の生きる権利の保障 3-2 希望と必要に応じた学びの機会の保障 3-3 働きがいのある就労と多様なキャリア形成実現 への支援 3-4 若者の意見表明と社会参画の推進 3-5 若者の社会的包摂を実現するための仕組みの検討 3-6 結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活 への支援

	施策の目指すところ	主要施策（施策の展開）
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項	1 子育てや教育に関する 経済的負担の軽減	1-1 経済的支援 …【再掲】 I-5-2 こどもの貧困対策 経済的支援
	2 地域子育て支援、家庭教育支援	2-1 保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、 家庭教育支援
	3 共働き・共育での推進、 男性の家事・子育てへの主体的な 参画促進・拡大	3-1 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの 主体的な参画促進
	4 ひとり親家庭への支援	4-1 ひとり親家庭への支援 …【再掲】 I-5-2 こどもの貧困対策 経済的支援 I-5-3 こどもの貧困対策 保護者の就労の支援

第4章 施策の展開

第1節 【Ⅰ ライフステージを通した重要事項】

こども・若者及び子育て当事者への支援が特定の年齢で途切れることがないよう、すべてのライフステージに共通した支援として、「1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」、「2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」、「3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」、「4 障がい児支援・医療的ケア児等への支援」、「5 こどもの貧困対策」、「6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」、「7 犯罪・事故・災害などからこども・若者を守る取組、こども・若者の自殺対策」を推進します。

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

【関連するSDGsの開発目標】



我が国が「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」を批准し、こどもの最善の利益を守り、健やかな発達とこども独自の権利を擁護することへの合意から30年が経過しました。しかし、現在においてもその正しい理解が十分に浸透したとは言えない状況にあります。こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を実現するため、本町としても、こども・若者が権利の主体であることを再認識するとともに、地域全体での理解が深まるよう取り組みます。

■主要施策（施策の展開）

Ⅰ－１－１ 「こどもの権利」の普及・啓発と意見形成と聴取の機会創出

こどもの権利については、当事者であるこども、またこどもを守るべき大人や社会にも、十分に認知されているとは言えないことから、すべてのこども・若者が希望を持ってすこやかに育つことができるよう、こども・若者自身のほか、地域の人々に対し、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」をはじめ、こどもの権利に関する周知・啓発等を推進します。

また、こども・若者にとって、自分の意見が十分に聴かれ、社会に何かしらの影響を与え変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながります。こども・若者や子育て世代の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めるとともに、こども・若者の意見形成や表明に関する機会創出と支援を行います。

本町においても、こども家庭庁が取り組んでいる「こども若者★いけんぷらす」や「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき、こども・若者の意見表明ができる機会を確保し、町政に反映できる仕組みづくりに取り組みます。



(こども家庭庁『こども若者★いけんぷらすチラシ』より)

■ 以降、施策項目(事業名)については、初出箇所にもみ掲載とし、再掲は割愛しています。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	児童の権利に関する条約等の普及啓発	●児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や普及啓発に努め、こども・若者が権利の主体であることの周知を図ります。	こども未来室
②	人権教育・啓発の充実	●こどもの発達の段階に応じ、人権の意義・内容への理解が深まるよう、また、適正な人権感覚の育成に努めます。	教育課
		●家庭、学校、地域等の関係機関との連携を深め、社会全体で人権啓発を推進します。	町民課
③	こどもの意見表明や参加機会の創出	●「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考に、町政運営におけるこどもの意見表明や参加の仕組みづくりの検討を開始します。	こども未来室

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
1-1	「こどもの権利」について『内容まで知っている』こどもの割合	こどもの権利の普及・啓発の効果を表す指標	13.9%	30%
1-2	こども・若者が意見表明をする機会の開催回数と参加者数	こども・若者の意見聴取の取組状況を示す指標	3回 (3種) 計60人	現況値を上回る

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【関連するSDGsの開発目標】



多様な遊びや体験活動は、こども・若者のすこやかな成長の原点であり、そうした場の提供や町内外、国内外を問わず、異なる文化や多様な価値観に触れられる環境づくりに取り組むとともに、創造力や好奇心、自尊心、やり抜く力、折り合いをつける力など様々な能力を養うことができるよう、教育・学習機会の創出に取り組み、こども・若者の夢や希望の発見・実現を後押しします。

■主要施策（施策の展開）

I-2-1 こどもの意見を反映したまちづくり

こどもや子育て世代が安全・安心に、かつ快適に日常生活を送るためには、周辺環境や居住環境を充実させることが不可欠です。

こどもの住まい、学び、遊び、自己実現の場と、これらを有機的につなぐ空間を形成するこどもの意見を大いに反映しながら「こどもまんなか いずもざき」を進め、子育て世代のニーズを捉えながら、こどもの遊び場・居場所の整備と遊び場へのアクセスの確保や、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出、子育てにやさしい住まい空間の創出などの取組を推進します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	出雲崎町新定住支援金	●ひまわりハウス等の特定の公営住宅に入居する転入世帯が町内において住宅を取得（新築・中古物件取得及びリフォーム）して定住する場合に最大100万円の支援金を支給します。	建設課
②	子育て支援型公営住宅（ひまわりハウス）	●子育て支援型の集合型公営住宅「ひまわりハウス（大門12戸・川西8戸）」を整備しています。家賃減免制度（最大3万円）ほか、引越し経費支援金（最大7万円）制度があり、間取りは3LDK（納屋付）となっています。特徴として軽量の玄関引戸、低い玄関かまち、約1畳半の広いトイレで、大門においてはエレベータ・融雪設備があり、子育てへの負担軽減を図ります。	建設課
③	出雲崎町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金	●本町に住み続けたいという若者世代等や転入者等移住を含めた定住人口増加の促進を図る為、住宅取得費・リフォーム工事にかかる経費の一部を補助します。（子育て・若年者への補助金加算制度あり）	建設課
④	出雲崎町新生活支援金	●町が分譲販売する住宅用地を取得した転入世帯へ、1区画につき1世帯1回限りで支援金100万円を支給します。（定められた期日までに住宅用地を取得し、住宅用地取得後3年以内に住宅建築着手、4年以内に定住を確約し住民になることが支給条件となります。）	建設課
⑤	歩道拡幅、消雪パイプ整備の推進	●歩道拡幅整備、小木之城保育園付近の消雪パイプ事業の推進及び雑草繁茂の維持管理を行います。	建設課
⑥	青少年育成講座	●遊びマイスターを配置し、「こども」と「活動」、「こども」と「こども」をつなぐ環境づくりを推進します。	教育課
⑦	放課後子ども教室	●地域の教育力を活かし、体験交流学习など多様な活動の機会を提供します。（えいごあそびうた教室、伝統文化おけさ教室など）	教育課



【屋外こども広場
～いずもざき すまいるパーク～】

I-2-2 こども・若者が活躍できる機会づくり

こども・若者が、それぞれの個性や長所を伸ばし、将来にわたり未来を切り開いていけるよう支援します。

また、異文化や多様な価値観等に触れることにより、多様化する社会への理解促進、教育及び多文化共生の推進を図り、こども・若者が一人ひとり異なる個性や長所を伸ばし、特技を開花させ、未来を切り開いていけるよう活躍できる環境づくりを支援します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	外国語指導助手(ALT)の活用	●児童生徒の英語力の向上や、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、国際理解教育の推進を図る必要があるため、英語を母国語とする外国語指導助手を小・中学校へ派遣します。また、教職員の外国語活動・外国語科における指導力向上を図ります。	教育課
②	教科横断的な学びの充実	●地域の魅力や課題を取り上げたり、SDGsや今日的な社会問題等に対峙させたりする等、持続可能な社会の実現に向けた探究的な学びの充実を図るとともに、地域の教育資源等を活用しながら、学びの充実を図ります。	教育課
③	保育所等地域活動事業	●多様な価値観に触れることで、こども・若者にも地域共生社会の考え方が浸透するよう、世代間交流、異年齢児交流、育児講座等の保育所等の地域活動を支援します。	こども未来室

I-2-3 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

こども・若者が気軽に遊び、過ごせる場所を確保するとともに、スポーツ活動、文化活動、読書活動、ボランティア体験等、多様な体験活動の充実に努めます。

また、こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行います。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	出雲崎ッズの実施	●「普段できないことを体験しよう」を合言葉に、体験型の校外学習などの学習プログラムを通しての活動を行います。	教育課
②	ブックスタート事業	●1歳6ヶ月児健診対象者に絵本をプレゼントし、赤ちゃんと保護者が絵本を介して向き合い「あたたかく楽しいことばのひととき」を持つことを支援します。	教育課
③	親子文庫の実施	●親子で読書をする習慣を身に付けるために、実施します。	教育課
④	社会科教育副読本配布事業	●自分たちの生まれた出雲崎町の自然・歴史・産業に触れ、さらには新潟県内外の地域とのつながりを学習することに役立てます。	教育課
⑤	教育相談事業	●児童生徒の心身の健全な成長を支援するため、教育相談を行います。	教育課
⑥	よらん場	●おしゃべりに花咲く憩いの場です。子育てのこと等、何でも話して情報交換できる場を提供します。	こども未来室
⑦	きらりhand	●季節にちなんだ製作物や、こどもの成長過程に応じたおもちゃ作りなど、親子での楽しみの機会を提供します。	こども未来室
⑧	みんなの保健室	●思春期からプレコンセプションケア*を推進します。	こども未来室
⑨	きらりクック	●旬の食材を使ったメニュー(離乳食・完了食)で簡単に作られるものを、管理栄養士指導のもと、一緒に調理し試食します。	こども未来室

* プレコンセプションケアとは…

若い世代が性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、自分を大切にした健康な生活やライフプランの実現および望む人には妊娠・出産へ適切な準備ができるようなケアのこと。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
⑩	すくすく相談(離乳食相談会)	●乳児期からの食生活及び生活リズムを中心とした健康づくりを目的に実施します。身体計測や管理栄養士による離乳食相談を行います。	こども未来室
⑪	地区料理教室	●食生活改善推進員が講師となり、旬の食材を使ったメニューや郷土料理などの紹介・調理を行います。	保健福祉課
⑫	パパママカレッジ	●基本的な生活習慣や子育てに関する知識、愛着をはぐくむ具体的な方法をみんなで学びます。	こども未来室

■出雲崎町の伝統文化



【出雲崎大祭 楽人】



【飴獅子】

I-2-4 こども・若者の多様な可能性を広げていくための性格差の解消

ジェンダー（性の違い）にとらわれない教育や啓発活動を行うことで、ジェンダーを大切にする視点の浸透を図ります。

また、ジェンダーアイデンティティ*1の多様性に関する理解促進や、様々な世代における固定的な性別役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*2）の解消につながる取り組みに関する啓発や情報発信を進めます。

*1 ジェンダーアイデンティティとは…

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

*2 アンコンシャス・バイアスとは…

日本語で「無意識の思い込み」などと表現されており、これまでの経験や見聞きしてきたことなどから生み出され、誰もが持っているもの。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	男女共同参画に関する広報・啓発活動の強化	●男女共同参画に関する理解を促進するため、町ホームページや広報いずもぎきを活用した広報・情報発信等を行います。	教育課
②	性的マイノリティ（LGBTQ+*3等）に関する啓発	●多様な性について理解促進のため、町ホームページや広報いずもぎき等での周知を図ります。	こども未来室

*3 LGBTQ+とは…

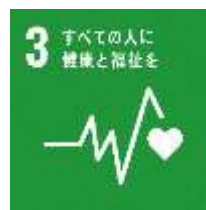
レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの頭文字を取った言葉に「+（プラス）」を付けた通称。性的マイノリティ（性的少数者）全般を指し、多様な性のあり方を包括する意味がある。

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
2-1	自分の夢や目標を『持っている』こども・若者の割合	こども・若者の自己効力感の高さを表す指標	77.1%	現況値を上回る
2-2	今の自分が好きだと考えるこども・若者の割合	こども・若者の自己肯定感の高さを表す指標	50.6%	現況値を上回る

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【関連するSDGsの開発目標】



令和元年（2019年）12月に施行された「成育基本法」に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を、総合的に推進することが求められています。

周産期医療や小児医療の体制整備は主に県の責任で行われますが、こどもや若者への切れ目のない保健の提供は、本町の責任において行う必要があります。

すべてのこどもがすこやかに育つ社会の実現を目指し、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアの推進を行うとともに、慢性疾患や難病を抱えるこども・若者に対する医療費助成や自立支援等を行います。

■主要施策（施策の展開）

I-3-1 難病や慢性疾患を抱えるこども・若者への支援

慢性疾患や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。また、自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	未熟児養育医療給付事業	●出生体重2,000g以下の未熟児等に対して、医療給付を行います。	保健福祉課
②	小児慢性特定疾患治療研究事業	●原則18歳未満のこどもで、要綱上定められた特定の疾患にかかった時、その治療に必要な医療費を支給します。	保健福祉課
③	難病患者等への支援に関する情報提供	●難病患者等の不安の解消を図るため、町ホームページに、難病患者等への医療費や受けられるサービス及び相談窓口などの情報を集約した記事を掲載します。	保健福祉課

I-3-2 成育医療等に関する相談支援等（プレコンセプションケアを含む）

プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことです。将来、自分らしいライフプランを選択できるよう、低年齢から分かりやすく妊娠、出産も含めた健康に関する正しい知識を伝える取組を充実させます。

妊娠、不妊及び出産に関する悩みや不安を持つ人が気軽に相談できるよう、不妊・不育に関する相談体制や女性のための健康相談への対応を充実させます。また、様々な事情から予期せぬ妊娠をした人等が、一人で悩みを抱えることなく気軽に相談ができるよう、相談者一人ひとりの置かれている状況を丁寧に受け止め、『きらり』において相談支援を行います。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発	●こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や、健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防などを学習する機会を提供します。	こども未来室
②	子どもの医療費助成事業	●出生から高校卒業までのこどもの保険診療費自己負担額を全額助成します。	保健福祉課
③	『きらり』における総合相談支援	●児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行う『きらり』を「こども家庭センター」「子育て支援センター」と位置づけ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。	こども未来室
④	母子健康手帳の交付	●妊娠中から幼児までの母子の健康記録です。妊娠届時に窓口で交付します。	こども未来室
⑤	不妊治療等助成事業	●こどもを望む夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図るため、不妊・不育治療に要した費用の一部を助成します。また、不妊治療の相談にも応じます。	こども未来室
⑥	妊婦一般健康診査	●妊娠期の健康管理のため、妊娠中14回の妊婦健診について全額補助します。	こども未来室
⑦	産婦健康診査費助成事業	●産婦に対して、産後2週間及び1か月の健康診査（産婦健診）について、費用を一部助成します。	こども未来室
⑧	妊産婦医療費助成事業	●妊娠届をした月の翌月から出産した月の翌々月の末日までの妊産婦に対し、保険診療費自己負担額を全額助成します。	こども未来室

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
⑨	妊産婦・新生児訪問事業	●助産師が生後28日までに家庭訪問を行い、赤ちゃんとお母さんの体調等の確認を行います。	こども未来室
⑩	乳幼児健康診査	●育児不安の軽減や疾病の早期発見のための健診を行います。3～4ヶ月児、9～10ヶ月児、1歳6ヶ月児及び3歳児は町で行い、1ヶ月児は医療機関に委託しています。	こども未来室
⑪	幼児歯科健診	●幼児期の虫歯予防、生活習慣病予防、歯科医師の診察、虫歯予防のためのフッ素塗布、歯科衛生士のブラッシング指導を行います。	保健福祉課
⑫	家庭訪問事業	●母子の健やかな発達のために、必要に応じて保健師、助産師が家庭訪問を行います。	こども未来室
⑬	すくすく相談（離乳食相談会）	●乳児期からの食生活及び生活リズムを中心とした健康づくりを目的に実施します。身体計測や管理栄養士による離乳食相談を行います。	こども未来室
⑭	産後ケア事業	●母子に寄り添い、出産後も安心して子育てができるよう、助産師が心身のケアや授乳・育児相談等を行います。助産師が直接自宅へ伺う「訪問型」、きらりで行う「デイサービス型」、医療機関で行う「宿泊型」があります。	こども未来室
⑮	妊婦等包括相談事業	●妊娠前期と後期に助産師が自宅へ訪問し、妊婦の健康管理や骨盤ケア、出産・育児等に関する相談を行います。	こども未来室
⑯	みんなの保健室	●思春期からプレコンセプションケアを推進します。	こども未来室

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
3-1	プレコンセプションケアという言葉が『聞いたことがある』こども・若者の割合	性や妊娠に関する正しい知識の普及状況を表す指標	7.8%	現況値を上回る
3-2	妊産婦への妊婦等包括相談事業実施率	妊婦等包括相談事業の実施状況を示す指標	100.0%	100.0%

4 障がい児支援 ・ 医療的ケア児等への支援

【関連するSDGsの開発目標】



我が国が平成26（2014）年に批准した「障害者の権利に関する条約」は、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進することを目指して、障がい者の権利を実現するための措置等を規定しています。同条約やこども基本法の趣旨を踏まえ、障がいのあるこども・若者や発達に特性のあるこども・若者について、それぞれの特性や状況に応じた支援を行うとともに、特別な支援を要するこどもと他のこどもが一緒に保育・教育を受けることのできる、インクルーシブな保育・教育*体制を推進します。

また、慢性疾患や難病を抱え、その治療が長期間にわたることにより、身体面、精神面、経済面で困難な状況に置かれているこどもやその家族を支援するため、医療費等の助成や相談支援を行います。

* インクルーシブな保育・教育とは…

人種や支援の要否に関係なく、全てのこどもが同じ場所で共に学びあう保育・教育のこと。

■主要施策（施策の展開）

I-4-1 障がい児支援

障がいのあるこどもや発達に課題のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

また、本町の障がい児等支援体制については、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえて、令和3（2021）年3月に策定した『出雲崎町 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画』に基づき、障がいや発達に課題のあるこどもとその家族が、地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育関係機関等の連携のもとに早期から一貫した支援体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な悩みに対応できる相談体制の充実を図ります。

教育・保育を必要とする障がいのあるこどもが、円滑に教育・保育を受けられる体制や環境の整備を行うとともに、適切な支援・福祉サービスの提供に努めます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	特別児童扶養手当	●精神又は身体に一定の障がいをもつ児童の福祉の増進を図るためにその保護者に手当を支給します。(ただし所得制限があります。)	保健福祉課
②	育成医療給付事業	●身体に障がいがあるか又は、その障がいを残すと認められた児童に対して医療給付を行います。(障がい除去、あるいは軽減することを目的とした治療に係る医療の給付を行います。)	保健福祉課
③	放課後等デイサービス	●就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の放課後等の居場所を提供します。	保健福祉課
④	障がい児相談支援	●障がい児通所支援、障がい児通所支援と障がい福祉サービスを併用する障がい児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。	保健福祉課
⑤	障がい児保育事業	●支援の必要な児童の保育を行うことにより、社会生活の適応を培い、児童の健全育成を図ることを支援します。	こども未来室
⑥	教育支援委員会の設置	●障がいのある児童生徒の適正な就学についての検討を行います。	教育課



I-4-2 医療的ケア児等への支援

日常生活を営むために医療を要するこども（医療的ケア児）や、発達に課題のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

医療的ケア児及び発達に課題のあるこどもが、円滑に教育・保育を受けられる体制や環境の整備を行うとともに、適切な支援・福祉サービスの提供に努めます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	特別支援教育就学奨励事業	●特別支援学級・通級指導教室へ就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために就学に必要な経費の一部を援助し、特別支援教育の普及奨励を図ります。	教育課
②	学校における医療的ケア児支援体制整備の検討	●小・中学校に医療的ケア児の入学が見込まれる場合は、医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう、必要に応じて適切な教育にかかる支援を行うための体制整備の検討を開始します。	教育課
③	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	●医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置をしています。	保健福祉課
④	いるか教室	●療育が必要な母子を対象に、遊びや感覚統合を通しての発達・発育支援を行います。	こども未来室
⑤	療育相談	●運動及び精神機能の発達に障害をきたす恐れのある乳幼児に対して、早期に適切な療育指導を行うこと、必要な機関の紹介を行い、健全な発育・発達を促します。(問診、専門医による診察と指導、個人指導など)	こども未来室
⑥	巡回相談事業	●臨床心理士が保育所等や小中学校へ出向き、子ども本人や保護者との面談や先生へコンサルテーション*を行います。	教育課 こども未来室

* コンサルテーションとは…

現場での問題について解決の手立てを話し合ったり、具体的な助言・提案をすること。

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
4-1	各相談支援実施率	発達相談や療育相談、巡回相談等支援の実施状況を示す指標	100.0%	100.0%

5 こどもの貧困対策

【関連するSDGsの開発目標】



こどもの貧困は、経済的な面だけでなく、心身の健康や学習意欲、前向きに生きる気持ちなど、こどもの権利利益を侵害するものであり、社会的孤立にもつながる深刻な課題です。

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めます。

■主要施策（施策の展開）

I-5-1 生活の支援

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、乳幼児健康診査の場や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、子育てに関する情報の提供や乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、『きらり』等での子育てに関する相談支援を行います。

あわせて、生活困窮世帯やひとり親世帯の保護者が就労と子育てを両立できるよう、保育所等及び放課後児童クラブの確保方策を進めます。

さらに、地域の中でのつながりを持ち、地域での子育て支援につなげることができるよう、こどもが誰でも参加することができ、多世代で交流できる場の活動を周知します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	生活困窮者の自立支援	●就職や住まいなど、日常生活や経済的な困りごと、不安について、関係機関と連携しながら課題の解決に向けた支援を行います。	保健福祉課

I-5-2 経済的支援 ◇【再掲】Ⅲ-1-1 経済的支援

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助や母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭等医療費助成他の公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

また、こどもの心身の健全な発達を図るため、「養育費」の確保に向けての相談や公正証書の作成など、養育費の確保について支援します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	●ひとり親家庭及び寡婦の方の経済的な自立をお手伝いするとともに、扶養しているこどもの福祉の増進を図るため、福祉資金の貸付けを行います。	保健福祉課
②	児童扶養手当の支給	●ひとり親家庭等の児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として手当を支給します。	保健福祉課
③	ひとり親家庭等医療費助成事業	●ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るために、医療費の一部を助成します。	保健福祉課

I-5-3 保護者の就労の支援 ◇【再掲】Ⅲ-4-1 ひとり親家庭への支援

働いているひとり親家庭の保護者が、育児休業やこどもの看護休暇など、仕事と両立して安心してこどもを育てられる労働環境の整備を図ります。

また、ハローワーク等と連携し、ひとり親を含む子育てをしている女性等に対するきめ細やかな就職支援及びひとり親家庭の保護者の就業に必要な知識・技能の習得を容易にするための支援事業を行います。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	母子家庭自立支援給付金事業の情報提供	●母子家庭の母又は父子家庭の父の自立に向けた就労の支援のため、新潟県の制度である、以下の自立支援給付金事業に関する情報提供を行います。 「自立支援教育訓練給付金事業」… 雇用保険の適用を受けられない母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に役立つ講座を受講した際に受講費用の一部助成。 「高等職業訓練促進費等事業」… 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利な資格取得を促進するため、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業(受講)する場合に、修業(受講)期間中を対象に、手当(訓練促進給付金)を支給し、受講期間修了後に、修了支援給付金を支給。	保健福祉課

I-5-4 教育の支援

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境を確保し、こどもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境をよりよいものにするため、令和2(2020)年4月から開始した幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

また、地域における保護者に対する家庭教育支援を充実するために、学習機会の提供や、相談対応、地域の居場所づくりなどを推進します。

さらに、生活困窮世帯のこどもを対象に、『生活困窮者自立支援法』、『母子及び父子並びに寡婦福祉法』に基づき、学習支援の機会を提供し、こどもの将来の進路選択の幅を広げ、社会的自立を支援する取組の推進を図るため、学習支援及び生活支援事業を実施します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	町公設学習塾	●家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるこどもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、全ての中学生を対象に学習支援のほか、仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	教育課
②	未満児の保育料の無償化の実施	●0～2歳児までの保育料を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	こども未来室
③	奨学金の貸付	●教育の機会均等の趣旨に基づき修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与します。	教育課
④	定住促進奨学金の貸付	●所得や成績要件を問わない奨学金を貸与します。また、本町に居住し就職した場合は、返還免除することにより若者の定住促進に繋がります。	教育課
⑤	就学援助(学用品費等の援助)の実施	●経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品等の必要な援助を行います。	教育課

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
5-1	ひとり親世帯のこどもの就園率	ひとり親世帯のこどもの就園状況を示す指標	100.0%	100.0%
5-2	母子・父子・寡婦福祉資金貸与率	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付基準を満たす希望者のうち、資金貸与を認められた方の状況を示す指標	100.0%	100.0%

6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【関連するSDGsの開発目標】



児童虐待は、こどもの生命に関わるだけでなく、こどもの心身に深刻な傷跡を残し、身体面・知的面での発達の遅れや情緒面の不安定さ、自己肯定感の低下等、様々な悪影響を及ぼすもので、どのような背景や思想信条があっても決して許されるものではありません。その一方で、あらゆる子育て世帯が児童虐待と無縁ではないことも認識する必要があります。

子育てに困難を感じる家庭やこども自身のSOSサインを早期に把握し、支援していくため、『きらり』において、総合的な相談・支援を行うとともに、関係機関との連携のもと、児童虐待の未然防止および早期発見に努めます。また、こどもの養育に困難のある家庭に対して養育のサポートを行います。

一方、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことであり、18歳未満のこどもとは限りません。ケアが日常化・長期化することにより、遊びや勉強、進学・就職の準備等の時間が失われたり、身体的・精神的に重い負担がかかる状態は、こども・若者の健やかな成長や社会的自立の妨げとなったりします。

ヤングケアラーの問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いたうえで、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

■主要施策（施策の展開）

I-6-1 児童虐待防止対策等の強化

虐待は、こどもに対する最も重大な人権侵害であり、どのような事情があっても決して容認されるものではありません。一方、虐待に至った親にも自らの被虐待経験や、疾病、障がい等、様々な困難が背景にある場合や、孤立や育児不安等のストレスなどを原因として虐待につながるケースも少なくないことから、養育者自身が置かれている困難に対する支援や周囲のサポートも含め、こどもの虐待につながらないようにしていく必要があります。

また、児童虐待防止の意識啓発を推進するとともに、出雲崎町子育て支援協議会を活用し、児童相談所や警察、民生・児童委員、学校、保育所等、法務局及び人権擁護委員等の関係機関・関係者との連携体制の強化を図るとともに、こども自身も相談できるよう、『きらり』の相談ダイヤル及び全国共通ダイヤル「189」をはじめとする児童虐待に関する相談窓口の積極的な周知を図ることにより、未然防止・早期発見など、社会全体での児童虐待の予防に取り組みます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	出雲崎町子育て支援協議会による支援	●要支援児童等に対する支援体制整備、各種相談・対応及び調査の実施に関する検討、個別ケースに関する支援方針の決定・支援の実施、その他要支援児童の福祉の向上に寄与する事業の検討及び相談対応を行います。	こども未来室
②	養育支援の実施	●保護者の養育を支援することが特に必要な家庭や子育てに不安を感じている家庭に対し、家庭訪問等により、養育が適切に行われるように支援します。	こども未来室

■ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」説明ページより抜粋



□こども家庭庁ホームページより

■ 「親子のための相談LINE」ポスター



□こども家庭庁 令和6年度（2024年度）

「オレンジリボン・虐待防止推進キャンペーン」ポスターより

I-6-2 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

社会的養護を必要とするこどもが、児童養護施設等を退所後に、円滑に家庭復帰や親子関係の再構築が進むよう、児童相談所と連携し、各家庭の状況を考慮した相談等支援を実施します。

また、様々な理由により、家庭復帰や家庭からのサポートが受けられない状況にあっても、自立した生活を営むことができるよう、適切な支援に努めます。

I-6-3 ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことです。ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらくなっています。

当事者や家族の思いを尊重しながら、出雲崎町子育て支援協議会の活用により、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化	●『きらり』において、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	こども未来室
②	スクールカウンセラー等の配置	●スクールカウンセラーや臨床心理士の派遣も含めて、学校等に配置することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。	教育課

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
6-1	緊急一時保護の件数	児童虐待に関する相談に町が支援や対応した状況を示す指標	0件	0件
6-2	ヤングケアラーに関する相談の対応率	ヤングケアラーに関する相談に町が対応した状況を示す指標	100.0%	100.0%



7 犯罪・事故・災害などから子ども・若者を守る取組、 子ども・若者の自殺対策

【関連するSDGsの開発目標】



子どもが一生心や体に残る傷を負ったり、命を失う事件や事故が後を絶たない中、すべての子どもがすこやかに育つことができるよう、地域の一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域で守る」という強い共通認識をもって、犯罪・暴力対策、交通安全対策、防災対策、非行防止と自立支援等に取り組めます。

また、小中高生における自殺者数は、全国的に増加傾向にあり、令和6(2024)年は暫定値で527人と過去最多となりました。まだ人生の入口にいる子ども・若者が命を自ら絶つことほど痛ましいことはなく、誰も自殺に追い込まれることのないよう、その対策に取り組む必要があります。

そこで、「第2次 出雲崎町自殺対策計画」に基づき、相談支援体制の充実や、自殺予防に関する教育や啓発の推進等、子ども・若者の自殺対策を推進します。

■主要施策（施策の展開）

I-7-1 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもの生命を守り、安全を確保することが、すべての子どもがすこやかに育つための大前提となります。交通安全運動や交通・防犯教室等を通じて、子ども自身の交通安全・防犯意識の高揚を図ります。

虐待や体罰など子どもへの暴力の防止は、犯罪被害をなくすことに繋がることから、保育所等や学校などにおいて、子どもや職員、保護者の方々に対する啓発に努めます。

スマートフォンの普及に伴い、最近では子どものインターネット利用の低年齢化が進む中、子どものすこやかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった問題が起きています。性犯罪・性暴力対策と非行防止の取組の両輪で、学校などとの連携を図り、情報リテラシー*の習得支援などを推進します。

また、自然災害が発生した際に、子どもの生命・身体を守り、被害を最小限に抑えるため、保育所等や学校及び放課後児童クラブに対する早期からの情報提供や災害状況に応じた避難の指示等を迅速に行い、施設が使用できなくなった際には、他施設における一時的な代替保育の検討を行うなど、施設の運営を支援します。さらに、保育所等、学校、放課後児童クラブでは、平常時から避難訓練や防災知識の普及、防災・減災教育を実施するなど、「避難行動要支援者」である子どもの安全を最優先とした教育・保育の提供体制を確保します。

* 情報リテラシーとは…

情報機器の操作能力のほか、情報を取り扱う上での理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲のこと。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	防災学習の実施	●中学校や本町の総合防災訓練において、防災学習を実施します。	総務課
②	避難確保計画の策定促進	●各種災害に対し、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を促進します。	総務課
③	自主防災活動の促進	●災害時には、地域住民が「自分の地域は自分で守る」という意識のもと、共助による防災対策を実施することが重要であることから、自治会を母体とした地域コミュニティ活動を活かした自主防災組織の育成を推進します。	総務課
④	交通安全教育事業	●自転車教室、ダミー人形事故実験等各種交通安全教室、街頭指導を行います。	総務課
⑤	こども見守り活動の実施	●小学校児童、中学校生徒の下校時に防災行政無線放送による町民への下校周知、スクールボランティアによる街頭での見守りにより、こどもを守ります。	教育課
⑥	防犯教室等の実施	●こどもが犯罪にあったときなどの緊急避難場所である「こども110番の家」などの活用について、全児童生徒へ周知を図ります。また、情報リテラシー教育によるネット犯罪被害防止のための講話等の機会を設けます。	教育課
⑦	青少年育成団体の活動への支援	●青少年の健全育成に対する町民の理解や自覚並びに参加を促すため、青少年育成団体の活動を支援します。	教育課
⑧	AEDの設置と心肺蘇生講習の開催	●校内における児童生徒の突然死を防止するため、教職員を対象に心配蘇生講習を実施するとともに、小・中学校に自動体外式除細動器(AED)を設置します。	教育課
⑨	通学路交通安全プログラムの実施	●児童・生徒が安全に通学できるよう関係機関と連携し、通学路の合同点検を行います。	教育課
⑩	端末フィルタリング設定の実施	●児童・生徒を有害情報から守るため、児童・生徒へ学校より配布している端末にフィルタリング設定を行います。	教育課

I-7-2 こども・若者への性犯罪・性暴力対策

こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、町ホームページや広報いずもぎきを活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めるほか、被害当事者への支援等を進めるとともに、犯罪発生防止に努めます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知	●こども・若者の性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、町ホームページや広報いずもぎきなどを活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。	こども未来室

I-7-3 こども・若者の非行や犯罪防止

関係機関・団体、地域等と連携した非行防止活動や啓発活動を促進します。

また、青少年を取り巻く社会環境の変化に合わせ、効果的な非行防止活動について検討を進めます。

I-7-4 こども・若者の自殺対策

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、「第2次 出雲崎町自殺対策計画」にもとづいて、相談支援体制の充実や自殺予防に関する教育や周知・啓発の推進等、こども・若者の自殺対策を推進します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	自殺予防の普及啓発	●成人式、イベント、行政窓口等でこころの健康づくりのチラシ配布、相談カードの配布、メンタルヘルスに関する記事の広報いずもぎきへの掲載等により、自身のこころの不調や悩みへ対処する正しい知識や情報の普及に努めます。	保健福祉課
②	ハイリスク者の早期発見・早期支援	●悩みを抱えた方を早期に発見できるよう、うつ状態等のスクリーニングを実施し、早期に支援介入できるような体制を整備します。	保健福祉課
③	相談体制の充実	●SNSや電話、こころの相談会の開催等により相談体制の充実に努めます。	保健福祉課

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
④	人材育成・地域の見守り体制づくり	●住民をはじめ、様々な関係機関や団体に対してゲートキーパー養成を行い、人材育成及び見守り体制づくりに努めます。	保健福祉課
⑤	関係機関との連携強化	●関係機関が一丸となって自殺予防に努めます。また、保健医療福祉、教育機関、警察消防、民間団体と連携を強化し、いのちを支える自殺対策ネットワーク会議にて、自殺対策の方向性を決定していきます。	保健福祉課
⑥	教育委員会におけるいじめ防止対策	●いじめの予防・防止を目指し、いじめ対策啓発冊子等の作成・配付を行います。また、保護者と教員が共に学ぶ機会を設定するとともに、緊急支援チームによる積極的な学校支援の実施によるいじめの早期対応の取組、ネットいじめ防止対策に関する出前講座等の実施を検討します。さらには、1人1台端末を活用し、いじめ相談対策の充実を図ります。	教育課

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
7-1	防災学習の実施率	中学校において防災学習の実施状況を示す指標	100.0%	100.0%
7-2	交通安全教室の実施回数	こどもを事故から守る環境が整備されているかを表す指標	1回	現況値を上回る
7-3	『悩みを相談できる人がいる』こども・若者の割合	相談先の普及状況を表す指標	68.1%	現況値を上回る
7-4	自殺者のうち未成年者の割合	こども・若者の自殺を防ぐ環境が醸成されているかを表す指標	0.0%	0.0%



第2節 【Ⅱ ライフステージ別の重要事項】

「1 こどもの誕生前から幼児期まで」、「2 学童期・思春期」、「3 青年期」など、それぞれのライフステージの特有の課題を捉え、ライフステージごとに必要な支援に取り組みます。

1 《こどもの誕生前から幼児期まで》 切れ目ない「子育て」支援と質の高い「子育て」環境の整備

【関連するSDGsの開発目標】



こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイング*の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにしなければなりません。

安心してこどもを生み、すこやかに育てることができる環境づくりの一環として、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない健康づくり支援を行うとともに、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないように、地域で支え、こどもを安心して生み育てられる環境づくりを推進します。

* ウェルビーイングとは…

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念のこと。

■主要施策（施策の展開）

Ⅱ－１－１ 妊産婦やこどもの切れ目ない健康の確保

妊娠、出産、子育てへの不安や負担感を軽減するため、医療や保健に関する支援、育児不安に関して相談できる機会の確保、妊娠段階に応じた出産準備教育や不安解消のための相談・指導体制の充実など、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、こどもや妊産婦の健康を確保するとともに、こどもの自立を支援する観点から、妊娠期（胎児期）からこどもの社会的自立に至るまでの継続的なソーシャルワークなどを行いながら、すべてのこどもや妊産婦の健康の確保に努めます。

また、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、給付金事業等の実施も引き続き行います。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	各種予防接種の実施	●伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種を実施します。定期予防接種については、今後も接種勧奨に努めます。	保健福祉課
②	妊婦歯科健診、 幼児歯科健診および フッ化物塗布の実施	●こどもの健康な歯づくり、虫歯予防を目的として年4回、歯科健診を実施します。また、妊娠中に1回、歯科健診を実施します。	保健福祉課
③	幸せを運ぶコウノ トリ祝金支給事業	●本町を担う次世代の育成を推進するため、妊産婦等に対して出産準備金及び出産祝金を支給し、安心してこどもを産み育てる環境整備を推進します。	こども未来室

Ⅱ－１－２ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

延長保育をはじめとした多様な支援サービスを提供するとともに、本事業に従事する者の資質向上及び人材確保のため、各種研修会等への参加を推奨するなど人材育成に努めます。

また、日常の子育てを楽しく、安心して行うために、「こどもを遊ばせる場や機会の提供」の充実に取り組みます。

なお、本町においては、待機児童が発生していない状況となっていますが、引き続き、多様化する保育ニーズに対する受け入れ体制を整えます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	就学前教育・保育 の提供体制の確保 と質の向上	●待機児童が発生することなく、保護者の希望する教育・保育を提供できるよう、保育人材の確保等、提供体制の確保に努めます。 ●保育士・幼稚園教諭に対する資質向上研修の実施や、保育所等に対する指導監査・立ち入り調査の実施等により、就学前教育・保育の質の向上を図ります。	こども未来室
②	地域の子育て支援 拠点・サービスの 充実と利用の促進	●保育所等に通っていないこどもの状況を把握し、『きらり』など地域の子育て支援拠点・サービスの充実と利用促進を図ります。	こども未来室

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
③	保育所等と小学校の連携強化	● 保育所等と小学校の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を実践するとともに、こどもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、こども一人ひとりの様子を小学校に伝えることで、教員がこどもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を検討します。	教育課 こども未来室

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
1-1	子育て支援施策全般に『満足している』保護者の割合	こどもを産み育てやすい環境となっているかを表す指標	就学前児童の保護者：70.0%	現況値を上回る
1-2	周産期死亡率（妊娠22週～生後1週までの胎児及び新生児の死亡率）	妊産婦の医療・保健の維持・充実度に関する指標	0件	0件
1-3	乳幼児健康診査の受診率	乳幼児の医療・保健の維持・充実度に関する指標	3、4か月健診 1歳6か月健診 3歳児健診	100% 100% 100%

2 《学童期 ・ 思春期》 こどもの健全育成と多様な居場所の提供

【関連するSDGsの開発目標】



学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。学童期のこどもには、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

また、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期ですが、一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期のこどもには、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが重要です。

安全・安心が確保された場で、学童期・思春期のこどもが様々な経験をしながら、社会性や自己肯定感を高めることができる環境づくりを推進します。

■主要施策（施策の展開）

Ⅱ－２－１ 安心して過ごせる多様な居場所の提供

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境の下、様々な大人や同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在ですが、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが年々難しくなっています。

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

一方、居場所は物理的な場所に限るものではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。年齢を問わず、安全安心に過ごしながら、主体的に学び、成長することができるよう、こどもの居場所づくりを推進します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	放課後児童クラブの充実	●共働き家庭などの児童を対象とした放課後児童クラブにより、児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。必要に応じ環境整備を行い、こどもたちが安全に過ごせる居場所を提供します。	教育課
②	多様な居場所づくり	●公民館や図書館などの社会教育施設で、地域の方の協力を得ながら、見守り活動や学習支援など、こども・若者にとってより良い居場所にしていきます。	教育課

Ⅱ－２－２ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境の充実

これからの社会を生きるこどもたちには、「確かな学力」や「豊かな心と志」、「健やかな体」など、知・徳・体のバランスのとれた「人間力」の育成を図ることが重要です。日々の授業の充実を図るとともに、望ましい生活習慣の確立や家庭学習の習慣化を目指し、「生きるための学力」を身に付けさせるとともに、地域に根ざした教育を推進し、本町の将来を担う意欲ある人材を育成します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	教育DX*の推進	●情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」の一つとして位置付けられる時代を生きる児童生徒の教育には、デジタル技術の効果的な活用が求められていることから、これまでの教育実践とICTの活用を適切に組み合わせていくことで、児童生徒の情報活用能力を最大限に引き出します。 ●発達の段階に応じて、授業や家庭での学習用端末の活用を促進することによって、GIGAスクール構想を一層推進し、「誰もが、いつでも、誰とでも、自分らしく学べる」学習環境の構築を目指します。	教育課
②	学校給食を通じた食育の推進	●地場産品の学校給食への活用を推進し、郷土食材を積極的に取り入れることで、地域の食文化への理解を深めるとともに、ふるさとを思う心を育みます。	教育課
③	地域に根ざした教育の推進	●総合的な学習の時間において、こどもたちが町の歴史や歴史遺産の価値について正しい理解を得られるよう努めるなど、郷土に愛着と誇りを持った町民の育成を図ります。	教育課
④	部活動の地域移行	●部活動を地域移行したクラブチームが、円滑に活動できるよう支援します。	教育課

＊ 教育DXとは…

アナログデータをデジタルに置き換える「教育のデジタル化」に止まらず、データやデジタル技術を活用した、学習のあり方や教育手法、教職員の業務など、あらゆる面における改革のこと。

Ⅱ－２－３ 体罰や不適切な指導の防止

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、『学校教育法』で禁止されているものです。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

Ⅱ－２－４ 不登校のこどもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないよう、『教育機会確保法』の趣旨を踏まえた配慮が必要です。

不登校や長期欠席状態にある児童生徒や家庭に対しては、学校と関係機関が連携した組織的な支援体制の強化が求められています。不登校の児童生徒の心に寄り添い、個の状況に応じた必要な支援を図るためのスクールカウンセラーの配置や、登校することが困難な児童生徒の居場所づくりと自己実現に向けた取組を推進します。

Ⅱ－２－５ いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為であるという認識のもと、どの学校においても、いじめの未然防止に努めるため、早期発見と連携対応を徹底します。

また、学級活動や道徳等の授業において、いじめ防止のリーフレットを活用した指導を行います。また、保護者会等におけるリーフレットの活用を通して、家庭との連携を図りながら、いじめの未然防止に努めます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	いじめの解消	●いじめの未然防止教育を実践するとともに、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」という危機意識を教職員全員がもち、「いじめられている児童生徒を最後まで守り抜く」という強い意識のもと、学校、家庭、地域社会、関係機関等が一体となって、いじめ問題の解消を図ります。	教育課



Ⅱ－２－６ 心身の健康に関する正しい知識の普及と相談支援及び小児医療体制の充実

こども・若者が、自らの発達程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、相談や情報収集を行いやすい環境づくりに取り組みます。

また、こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、近隣市の医療機関等とも連携を保ちながら、小児医療体制の充実を図ります。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	学校における健康教育の充実	●学校における保健学習等を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活をおくるための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。	教育課

Ⅱ－２－７ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育や金融経済教育等の推進を図ります。

また、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	社会的・職業的自立の支援	●職場体験・インターンシップ等の体験的な学習の取組みを推進します。	教育課
②	こどもお仕事交流館	●小学生を対象に様々な職業を体験してもらい、将来の夢を広げるきっかけにもらうイベントを行っています。	こども未来室

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
2-1	社会性の低いこどもの割合	こどもの心理的な状態より、「向社会性」に関するこどもの状況を表す指標	24.7%	現況値を下回る
2-2	放課後児童クラブの待機児童数	こどもの居場所の充実度を表す指標	0人	0人

3 《青年期》

すべての若者が社会の一員として尊重され自己実現できる 地域づくり

【関連するSDGsの開発目標】



青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期であり、また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められます。

それぞれの若者の状況に応じて必要な支援が、義務教育の終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく行われ、成人期への移行期にある若者が自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えられるよう、官民の様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育、福祉を切れ目なく提供することを目指します。

■主要施策（施策の展開）

Ⅱ－３－１ すべての若者の生きる権利の保障

家庭の経済的困窮やひきこもりなど、若者が抱える生きるうえでの困難な状況については、経済的困窮を伴わない場合は公的な支援に結び付きにくいこと、また、義務教育を終えたあとや18歳以降に就学・就労をしていない期間の若者は、社会から孤立してしまう恐れがあることなどに留意する必要があります。課題が長期化・複雑化する前に適切な支援に繋がることが重要ですが、当事者からのSOSが出されない場合は、世帯ごと困窮したまま周囲に気づかれず、社会から孤立したまま長期間経過してしまうこともあります。

こうした若者への支援として、相談援助や、家族まるごとの支援、支援への繋がりが生まれる場ともなる居場所の充実に取り組みます。

Ⅱ－３－２ 希望と必要に応じた学びの機会の保障

不登校や家庭の事情などでスクールカウンセラー等の支援を受けていた生徒が、中学校卒業後にも必要なサポートを受けながら勉強できる環境を確保できるよう、義務教育期とその後を繋ぐ仕組みづくりが求められます。支援への繋がりが生まれる場でもある居場所づくりや、高等学校等の教員に対し若者支援に関する社会資源を周知するなど、適切な相談機関と繋がるよう取り組みます。

また、若者が、家庭の経済状況にかかわらず、高校や大学等に進学するチャンスを確保できるよう就学支援を行います。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	奨学金返還支援事業助成金制度	●若者の定住促進を図るため、奨学金の貸与を受け大学・専門学校等に就学し、卒業または退学後に当町に定住し、就職した方の奨学金の返還を支援します。	教育課
②	入学卒業祝金支給事業	●小・中学校等に入学する際に、入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、高等学校の入学等への準備費用がかかることから、中学校卒業時における卒業祝金を支給し、小・中学生の健全な育成を図ります。	教育課
③	高校生通学費等助成金制度	●高等学校に通学する生徒に係る経済的負担の軽減を図るため、通学定期券購入費用の一部を助成する制度です。また、通学が困難で下宿(寮)生活をされている生徒も対象となります。	教育課

Ⅱ－３－３ 働きがいのある就労と多様なキャリア形成実現への支援

一人ひとりの能力やキャリア、生活状況にマッチした選択肢の広い職業訓練の機会の創出のため、学校や企業と連携するなど、就労に困難を抱える方が必要なサポートを受けながら働くことができるよう支援し、若者の多様なキャリア形成と就労の実現に向けて取り組みます。

また、将来、本町で生活をしたいというこどもの居住意向を応援するため、通勤や日常生活への経済的な支援を行います。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	ふるさと就職支援商品券交付事業	●若者の定住と地元での就職の促進を図るため、新規学卒およびリターンによる就労者に対し、町内で利用できる「ふるさと就職支援商品券」を交付し、通勤や日常生活の支援を行っています。	町民課

Ⅱ－３－４ 若者の意見表明と社会参画の推進

若者の意見表明や社会参画の機会の保障にあたっては、若者が権利の主体であり、「町を共に担う」存在として、大人とともに地域社会をつくっていく対等なパートナーであるということを前提とした価値観が重要です。意見聴取の手法として、アンケートや意見募集の実施、居場所づくりやボランティア活動など主体的活動を行っている若者へのヒアリング、既存の会議体への参加など、多様な手段を用いることや、高校との連携などについても検討し、機会の創出に努めていきます。

意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くない若者についても、ファシリテーターによるサポートを活用するなど、その意見を汲み取るための配慮と工夫に努めます。聴取した意見に対してはフィードバック*を行い、対話を継続することで、若者の視点が若者自身に関する施策やまちづくりに反映されるよう努めます。

* フィードバックとは…

意見がどのように扱われ、どのような結果となったのかを分かりやすく伝えるとともに、その過程を発信すること。

Ⅱ－３－５ 若者の社会的包摂を実現するための仕組みの検討

成人期への移行期にある若者が抱える生活課題や困難は様々な要因が複合的に絡み合い、重層的な関係性にあること少なくありません。こうした課題等に対しては、単独の組織での解決は難しく、地域、行政・民間団体・住民・企業などの異なる立場、異なる分野の機関が、知識や技術を持ち寄り、協力することが不可欠となります。

多種多様な組織・機関等が協働して同じ目的のために取り組むことができる体制づくりに努めます。また、支援方法や体制の見直しを随時行い、支援の質を高めていけるような仕組みづくりを目指します。

Ⅱ－３－６ 結婚を希望する方への支援、結婚等に伴う新生活への支援

生活基盤が安定していることは、生まれ育った家庭を離れ新たな家庭を築いていこうとする際に、大前提となるものです。若い世代の視点に立ち、結婚をはじめとする多様な人生の希望の形成と実現を後押しできるよう、新潟県事業との連携による婚活支援と、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援に取り組めます。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	県の婚活事業との連携	●結婚を希望する方の活動を応援するため、多様な出会いの場の創出や機運の醸成等に取り組む県の「出会いの一步・縁結び」応援プロジェクトの周知など、県事業と連携した婚活事業を展開します。	総務課
②	まち恋お見合い婚活応援事業	●本気で出会いを求めている方を応援するため、地域に密着した県内事業者との連携により、さまざまなニーズに合ったサービスを受けることができます。登録費用やお見合い費用などの補助を行います。	総務課

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
3-1	若者が意見表明をする機会の開催回数	若者の意見聴取の取組状況を示す指標	1回	現況値を上回る
3-2	将来、出雲崎町に住みたいと思うことも・若者の割合	居住意向を示す指標	65.7%	現況値を上回る



第3節 【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する重要事項】

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のためにも重要です。

「1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減」、「2 地域子育て支援、家庭教育支援」、「3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大」、「4 ひとり親家庭への支援」など、子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるように、必要な支援に取り組みます。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【関連するSDGsの開発目標】



子育て中の家庭は、教育費や医療費などの負担が大きいことから、その経済的負担を軽減するため、児童手当やこども医療費の助成、各種就学支援を行います。

■主要施策（施策の展開）

Ⅲ－１－１ 経済的支援

これまで本町では、子育て当事者に対し、養育や生活に関する経済的負担の軽減のため、保育料等への支援のほか、医療費の無償化や小中学校の給食費の公費負担などに取り組んできましたが、今後においても、国や県の動向を踏まえながら、子育て当事者のニーズに応じた効果的な支援に取り組みます。

◇【再掲】Ⅰ－５－２ 経済的支援

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助や母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭等医療費助成他の公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

また、こどもの心身の健全な発達を図るため、「養育費」の確保に向けての相談や公正証書の作成など、養育費の確保について支援します。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	児童手当	●家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とした給付を行います。	こども未来室
②	子ども育成支援金	●幼児教育期におけるこどもの健やかな育成を支援するために、支援金を支給します。	こども未来室
③	乳幼児おむつ等給付事業	●出生月の翌月から2歳になる月までの間、毎月5,000円を上限として給付します。	保健福祉課
④	新生児聴覚検査費助成事業	●聴覚障害の早期発見を目的として、新生児に行うスクリーニング検査（新生児聴覚検査）の費用を助成します。	こども未来室
⑤	家庭ごみ用指定袋等交付事業	●3歳未満のこどもがいる世帯に、出雲崎町家庭ごみ用指定袋（燃やすごみ用）の引換券を交付します。	町民課

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
1-1	町独自の子育て等に関わる経済的支援制度	各支援制度の実施状況を表す指標	継続	継続・一部拡充



2 地域子育て支援、家庭教育支援

【関連するSDGsの開発目標】



地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

■主要施策（施策の展開）

Ⅲ－２－１ 保護者の孤立を防ぐための地域子育て支援、家庭教育支援

少子高齢化の進展や核家族化、地域における連帯感の希薄化、女性の社会進出の増加など、子どもやその保護者を取り巻く社会情勢の変化に伴い、子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないように、健康でゆとりある子育てのサポートや、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行います。

また、子育てに関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行います。

家庭教育支援にあたっては、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や、家庭の役割を理解するために必要な情報発信を行います。また、親子のふれあいを重視した体験活動や読書活動を実施するなど、安心して子育てができるよう細やかな事業の展開を図り、家庭教育の支援を強化します。

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
2-1	子育て支援施策全般に『満足している』保護者の割合（就学前児童の保護者は再掲）	保護者の子育てに対する安心感を表す指標	就学前児童の保護者：70.0% 小学生等の保護者：51.6%	現況値を上回る

3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【関連するSDGsの開発目標】



家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

■主要施策（施策の展開）

Ⅲ－３－１ 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

男性中心の長時間労働を前提とした働き方は根強く、家事や育児の負担は依然として女性に偏りがちです。夫婦が相互に協力しながら子育てし、地域社会全体で実現することができる社会をつくるため、共働き・共育てを推進します。

男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、事業者とも連携した取組を実施し、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押しします。

No.	施策項目(事業名)	具体的な取組内容	主な担当課
①	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	●仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めるとともに、長時間労働の是正等の働き方改革に向けての取組を推進します。	総務課 町民課 産業観光課
②	育児休業制度活用促進の啓発	●企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関する各種支援制度などを企業にPRし、その活用を促進します。 ●雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる職場環境づくりの推進に努めます。	町民課 産業観光課
③	家庭教育の支援	●こどもたちを取り巻く状況や子育てを支える環境が大きく変化していることから、こどもたちのすこやかな育ちの基盤である家庭教育ができるよう地域社会や学校と連携し教育の大切さを支援します。	教育課

■目標とする指標

No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
3-1	育児休業を取得した父親の割合	共働き・共育での推進に関する指標	就学前児童の保護者： 3.2%	現況値を上回る



4 ひとり親家庭への支援

【関連するSDGsの開発目標】



ひとり親家庭では、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないこととなるため、住居、収入、こどもの養育等の面で様々な問題を抱えるだけでなく、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすいと言われています。それぞれのひとり親世帯に寄り添った相談支援等を行い、生活支援、経済的支援、就労支援等の最適な支援につなげることにより、ひとり親世帯の自立と安定した生活の実現を図ります。

■主要施策（施策の展開）

Ⅲ－４－１ ひとり親家庭への支援

◇【再掲】Ⅰ－５－２・３ 経済的支援・保護者の就労の支援

ひとり親家庭を含めた生活に困難を抱える家庭に対し、就学援助や母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭等医療費助成他の公的な各種支援についての情報を積極的に提供し、安定的な生活を送れるよう支援します。

また、こどもの心身の健全な発達を図るため、「養育費」の確保に向けての相談や公正証書の作成など、養育費の確保について支援します。

働いているひとり親家庭の保護者が、育児休業やこどもの看護休暇など、仕事と両立して安心してこどもを育てられる労働環境の整備を図ります。

また、ハローワーク等と連携し、ひとり親を含む子育てをしている女性等に対するきめ細やかな就職支援及びひとり親家庭の保護者の就業に必要な知識・技能の習得を容易にするための支援事業を行います。

■目標とする指標（再掲）

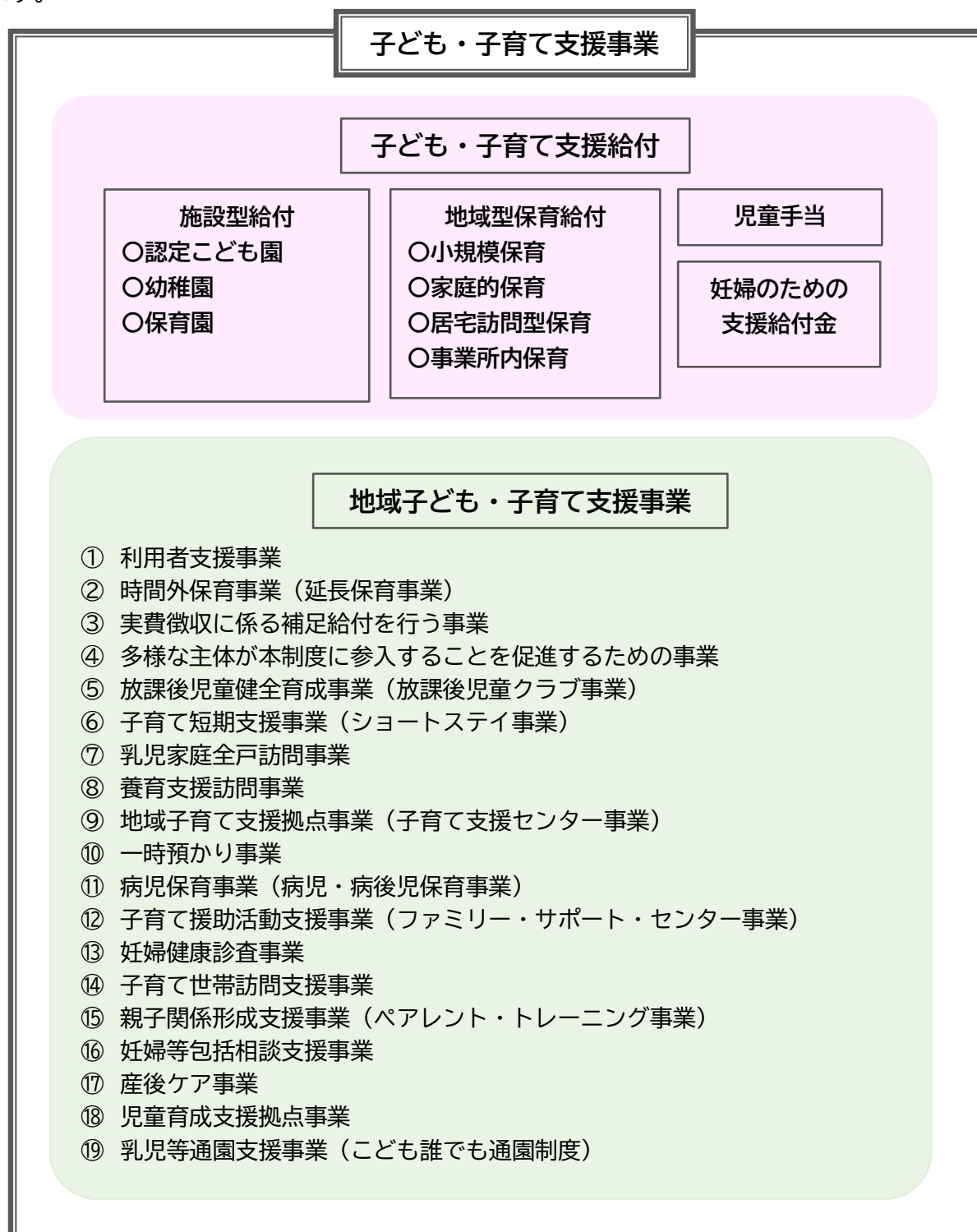
No.	指標名	指標の説明	現況値 2024年 (令和6年)	達成目標 2029年 (令和11年)
4-1	ひとり親世帯のこどもの就園率	ひとり親世帯のこどもの就園状況を示す指標	100.0%	100.0%

第5章 子ども・子育て支援事業に係る目標事業量について

第1節 子ども・子育て支援事業として記載する事業

子ども・子育て支援事業は、幼児期の教育や保育、地域子育て支援の事業量の拡充や支援の質の向上を推進するために作られた制度であり、必要とする全ての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援をめざし、取組を進めることが求められています。

制度は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれています。



第2節 計画期間内における児童の推計人口

本町では、「量の見込み」と「確保方策」を設定するための基礎データとして、計画期間内の児童（こども）の推計人口を算出しました。

児童数の推計は、国勢調査の結果を基に、性別・1歳階級別コーホート変化率法により、及び実情を勘案して推計しています。

計画期間における推計結果は、以下の通りです。

年齢	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	15	15	15	15	15
1歳	13	15	15	15	15
2歳	12	13	15	15	15
3歳	13	12	13	15	15
4歳	9	13	12	13	15
5歳	14	9	13	12	13
6歳	26	14	9	13	12
7歳	15	26	14	9	13
8歳	23	15	26	14	9
9歳	16	23	15	26	14
10歳	30	16	23	15	26
11歳	27	30	16	23	15
12歳	24	27	30	16	23
13歳	30	24	27	30	16
14歳	17	30	24	27	30
15歳	32	17	30	24	27
16歳	25	32	17	30	24
17歳	25	25	32	17	30
合計	366	356	346	329	327

第3節 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定及び同法に基づく基本指針により、市町村が地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。市町村は、その区域ごとに教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出し、それに対する提供体制の確保内容と実施時期を子ども・子育て支援事業計画において定めるものとされています。

本町では、町全域を教育・保育提供区域として捉え、「町全域を 1 区域」とし、町域全体の需要量（量の見込み）を推計し、これに対する供給量とその方法（確保方策）を定めます。

◇量の見込みとは…

今後、本町において見込まれる各子育て支援サービスの需要量です。

令和 6 年度（2024 年度）に就学前児童や小学生児童の保護者を対象に実施したニーズ調査の結果や直近の実績値等を参考として算出しています。

◇確保方策とは…

「量の見込み」を満たすために、計画期間内において、町等が提供する各子育て支援サービスの供給量です。

第4節 算定にあたっての基本的な考え方

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」、「第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」及び「第 3 期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver. 2）」に従って、児童数の推計とニーズ調査結果を基に算定しました。なお、一部の事業においては、国から示された方法に基づく補正や、本町の実情に合わせた補正を行いました。

第5節 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

<認定区分について>

子ども・子育て支援新制度では、保護者からの申請を受け、教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定の認定区分に応じて施設（幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育など）の利用先が決まります。

〔教育・保育給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・教育標準時間認定 こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上・保育認定 こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定	・満3歳未満・保育認定 こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」(※)に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育園 認定こども園

〔施設等利用給付認定〕

認定区分	対象	利用先
1号認定	・こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合	未移行幼稚園 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
2号認定	・3歳児以上（満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過してから） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記のこども	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 病児保育事業 子育て援助活動支援事業
3号認定	・3歳児未満（満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 「保育の必要な事由」(※)に該当する上記のこどものうち、住民税非課税世帯に該当する場合	未移行幼稚園及び預かり保育 認定こども園の預かり保育 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業

※「保育の必要な事由」

- ☐就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、
居宅内の労働など、基本的にすべての労働を含む）
- ☐求職活動（起業準備を含む）
- ☐就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ☐妊娠・出産

- ☐虐待やDVのおそれがあること
- ☐保護者の疾病、障がい
- ☐他の子どもの育児休業中であること
- ☐同居親族の介護・看護
- ☐その他、上記に類する状態にあること

1 教育（認定こども園・幼稚園）【3～5歳】

《現状》

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
定員数	1人	1人	5人	0人	5人
在園児数（町内園）	0人	0人	2人	0人	3人
在園児数（町外園）	0人	0人	0人	0人	0人
在園児計	0人	0人	2人	0人	3人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【1号認定】

計画期間における児童数の推計値から、保育における2号認定の見込み数を除いたすべての児童が、幼児教育・保育の無償化によって認定こども園又は幼稚園を利用すると見込んで算出しています。

【2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）】

共働き等家庭（ひとり親又は両親ともフルタイムもしくはいずれかがパート長時間、以下同様）又は1年以内に共働きの意向がある家庭の3～5歳で、特に「幼稚園」の利用を強く希望している人の割合を推計児童数に乗じて算出するとともに、保育における認定率の伸びを勘案し、それらのうち一定割合が幼児教育・保育の無償化に伴い幼稚園の預かり保育を利用すると見込んで算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して、十分な供給体制にあることから、幼児教育・保育を担う人材の維持に努め、供給量の確保を図ります。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	3人	3人	3人	3人	3人
1号認定（a ₁ ）	3人	3人	3人	3人	3人
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）（a ₂ ）	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容（b）	5人	5人	5人	5人	5人
1号認定（b ₁ ）	5人	5人	5人	5人	5人
特定教育・保育施設	5人	5人	5人	5人	5人
上記以外の幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定（b ₂ ） 幼稚園及び預かり保育	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（b－a）	2人	2人	2人	2人	2人
過不足（b ₂ －a ₂ ）	0人	0人	0人	0人	0人

2 保育（認定こども園・保育園）【3～5歳】

《現状》

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
定員数	74人	74人	50人	66人	51人
特定教育・保育施設	74人	74人	50人	66人	51人
企業主導型保育(地域枠分)	0人	0人	0人	0人	0人
在園児数(町内園)	71人	63人	44人	63人	50人
在園児数(町外園)	3人	3人	4人	3人	1人
在園児計	74人	66人	48人	66人	51人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【2号認定（保育園）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の3～5歳で、認可保育園等を利用したい人から幼児期の学校教育（1号認定）の利用希望者を除いた割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分及び認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して、十分な供給体制にあることから、保育を担う人材の維持に努め、供給量の確保を図ります。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(a)	46人	33人	31人	35人	37人
確保の内容(b)	50人	35人	35人	40人	40人
特定教育・保育施設	50人	35人	35人	40人	40人
企業主導型保育(地域枠分)	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(b-a)	4人	2人	4人	5人	3人

3 保育（認定こども園・保育園）【0歳】

《現状》

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
定員数	12人	12人	12人	10人	12人
特定教育・保育施設	12人	12人	12人	10人	12人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育（地域枠分）	0人	0人	0人	0人	0人
在園児数（町内園）	6人	3人	5人	4人	3人
在園児数（町外園）	0人	0人	0人	0人	0人
在園児計	6人	3人	5人	4人	3人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（0歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の0歳で、認可保育園等を利用したい人の割合をもとに、育児休業の取得状況を勘案した割合を推計児童数に乗じて算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して、十分な供給体制にあることから、保育を担う人材の維持に努め、供給量の確保を図ります。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	11人	13人	13人	13人	13人
確保の内容（b）	15人	15人	15人	15人	15人
特定教育・保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育（地域枠分）	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（b－a）	4人	2人	2人	2人	2人

4 保育（認定こども園・保育園）【1歳】

《現状》

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
定員数	12人	20人	10人	9人	14人
特定教育・保育施設	12人	20人	10人	9人	14人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育（地域枠分）	0人	0人	0人	0人	0人
在園児数（町内園）	9人	20人	9人	8人	12人
在園児数（町外園）	1人	0人	0人	0人	0人
在園児計	10人	20人	9人	8人	12人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（1歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の1歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、これまでの認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して、十分な供給体制にあることから、保育を担う人材の維持に努め、供給量の確保を図ります。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	12人	13人	15人	15人	15人
確保の内容（b）	15人	15人	15人	15人	15人
特定教育・保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育（地域枠分）	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（b－a）	3人	2人	0人	0人	0人

5 保育（認定こども園・保育園）【2歳】

《現状》

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
定員数	21人	13人	24人	15人	11人
特定教育・保育施設	21人	13人	24人	15人	11人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育（地域枠分）	0人	0人	0人	0人	0人
在園児数（町内園）	19人	12人	24人	13人	8人
在園児数（町外園）	1人	1人	0人	2人	1人
在園児計	20人	13人	24人	15人	9人

※各年度4/1現在

《量の見込みの算定に当たっての考え方》

【3号認定（2歳）】

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向のある家庭の2歳で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、これまでの認定率の伸びを勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

量の見込みに対して、十分な供給体制にあることから、保育を担う人材の維持に努め、供給量の確保を図ります。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	13人	12人	13人	15人	15人
確保の内容（b）	15人	15人	15人	15人	15人
特定教育・保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
特定地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
企業主導型保育（地域枠分）	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（b－a）	2人	3人	2人	0人	0人

《今後の方向性》

出生数の減少により、入園児童数は減少傾向にありますが、町単独事業である保育料完全無償化や共働き家庭の増加により、低年齢からの入園が見込まれます。保育所等への支援により供給量の確保を図るとともに、子育てと仕事の両立支援の推進に努めます。

第6節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 利用者支援事業

<事業概要>

こどもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

当町では、「基本型」及び「こども家庭センター型」を運営し、専門職が妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。

《現状》

令和6年度から母子保健型からこども家庭センター型へ移行し、妊娠期から切れ目のない支援を行っています。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施 個 所 数	量の見込み(a)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	0か所
	こども家庭センター型	—	—	—	—	1か所

《量の見込みの考え方》

基本型・こども家庭センター型ともに、『きらり』において実施します。

《確保方策の考え方》

身近な場所で相談できる利点を広く町民に周知するとともに、現状の設置数の維持に努め、供給量の確保を図ります。

《量の見込・確保の内容》

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
(b) 確保の内容	量の見込み(a)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	地域子育て相談機関	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足(b-a)		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

《今後の方向性》

基本型・こども家庭センター型については、現在の設置数を維持し、継続的に事業を実施します。

また、身近な場所で相談できる利点を生かし、妊娠・出産・子育て期において切れ目のない支援を展開します。さらに、『出雲崎こども園』及び『小木之城保育園』に地域子育て相談機関を委託し、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談できる場の整備を図ります。

2 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業概要>

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

《現状》

町内のすべての保育園等で延長保育を実施しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施施設数（町内園）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
利用実人数（町内園）	35 人	33 人	34 人	44 人	22 人

《量の見込みの考え方》

共働き等家庭又は1年以内に共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育園等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果に、幼児教育・保育の無償化の影響分を勘案して算出しています。

《確保方策の考え方》

町内保育所等において、量の見込みに対する十分な提供量を確保します。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
確保の内容（施設）	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保の内容（人）（b）	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
過不足（b－a）	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

《今後の方向性》

町外に勤務されている保護者が多いことから、延長保育事業へのニーズはさらに高まるものと思われます。保護者のニーズを注視しながら、適切に受入枠を確保していきます。

3 実費徴収(日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等)に係る補足給付を行う事業

<事業概要>

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用についての一部又は全額を助成する事業です。

《現状》

施設型給付を受けている出雲崎こども園を利用している対象者で事業を実施しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施施設数(町内園)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
利用実人数(町内園)	0人	0人	0人	0人	0人

《量の見込みの考え方》

特定教育・保育施設等を利用する保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入等に要する費用を助成する対象者については、生活保護の受給を受けている特定教育・保育施設の入所児童数の実績により算出しています。

《確保方策の考え方》

過去10年間対象となる家庭はなく、令和7年(2025年)1月末日現在においても対象者はおりませんが、国の動向や町の実態等を踏まえながら必要に応じて事業を実施します。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(a)	1人	1人	1人	1人	1人
確保の内容(b)	1人	1人	1人	1人	1人
過不足(b-a)	0人	0人	0人	0人	0人

《今後の方向性》

こどもの貧困対策の一環として対象者を確実に把握し、必要に応じて実施します。

4 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

<事業概要>

幼稚園・保育園等への民間事業者の参入に対する相談支援等を実施することで、多様な事業者による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

《現状》

本町においては、令和 7 年（2025 年）1 月末日現在で相談や照会のあった民間事業者はありません。

《量の見込みの考え方》

相談や照会のあった、2 号認定及び 3 号認定の量の見込みに対応する新規保育施設数とします。

《確保方策の考え方》

民間事業者の参入意向や国の動向等を踏まえながら、必要に応じて事業を実施します。

《量の見込・確保の内容》

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (a)	－事業者	－事業者	－事業者	－事業者	－事業者
確保の内容 (b)	－事業者	－事業者	－事業者	－事業者	－事業者
過不足 (b－a)	－事業者	－事業者	－事業者	－事業者	－事業者

《今後の方向性》

既存保育所等との調整を図りながら、民間事業者の参入意向を踏まえ、必要に応じて事業を実施し、円滑な保育所等の運営及び保育の質の向上を図ります。

5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

<事業概要>

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

《現状》

放課後児童クラブは、平成 27 年度（2015 年度）より高学年も受入れ可能となり、定員の 30 名を超える登録者数になっています。

しかし、利用スペース及び放課後児童支援員の確保が早急には厳しいことから、近年は低学年中心の児童クラブにならざるを得ず、4 年生以上の高学年児童に対しては、平日放課後の利用を制限し、何とか 30 名程度での活動を実施している状況です。

	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
定員数	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
利用児童数（1 年生）	17 人	13 人	13 人	12 人	12 人
利用児童数（2 年生）	16 人	17 人	15 人	14 人	11 人
利用児童数（3 年生）	9 人	11 人	15 人	13 人	9 人
利用児童数（4 年生）	12 人	3 人	4 人	11 人	9 人
利用児童数（5 年生）	3 人	5 人	0 人	1 人	7 人
利用児童数（6 年生）	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
利用児童数合計	57 人	49 人	47 人	51 人	49 人

《量の見込みの考え方》

各学年の申込率（各年齢の人口に対する申込者数の割合）の実績を踏まえ、直近年度の申込率の増減状況及びニーズ調査の結果を勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

令和 5 年度（2023 年度）末に「新・放課後子ども総合プラン」は終了となりましたが、令和 6 年度（2024 年度）以降も令和 5 年（2023 年）12 月に公表された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、引続き継続的かつ計画的な取組を実施します。

近年、放課後児童クラブの利用人数が定員数を上回っていることから、今後も放課後子ども教室と一体的に実施することで、見込み量に対応していきます。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(a)	58人	55人	45人	43人	39人
利用児童数(1年生)	10人	13人	8人	6人	8人
利用児童数(2年生)	12人	10人	13人	8人	6人
利用児童数(3年生)	11人	12人	10人	13人	8人
利用児童数(4年生)	9人	8人	5人	7人	7人
利用児童数(5年生)	9人	5人	5人	5人	5人
利用児童数(6年生)	7人	7人	4人	4人	5人
確保の内容(b)	55人	60人	50人	50人	45人
放課後児童クラブ	30人	30人	30人	30人	30人
放課後子ども教室	25人	30人	20人	20人	15人
過不足(b-a)	6人	5人	3人	4人	6人

《今後の方向性》

放課後のこどもたちの居場所を作るため、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる、放課後児童クラブの役割の向上と、地域住民の協力によって、学びや体験活動を行う放課後子ども教室を実施します。また、全ての児童の安心安全な居場所確保のため、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携し、多様なプログラムの実施に努めます。

両者の一体的な実施にあたっては、支援員や地域住民ボランティア、保護者等が参画しやすいよう、連携を図るための仕組みづくりを推進します。これら事業内容や活動内容等の情報を積極的に公開することにより、地域とのつながりを深めるよう努めます。

6 子ども・子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

<事業概要>

保護者の疾病等の理由により家庭において一時的に養育が困難になった場合に、児童養護施設等において短期間子どもを預かり、食事の提供など必要な生活の支援を行う事業です。

《現状》

本町においては、児童養護施設等がないため町内での実施は難しい状況にあり、令和6年度（2024年度）末において実施の予定はありません。

《量の見込みの考え方》

0～5歳で利用が必要な人の割合を推計児童数に乗じて算出した結果及びニーズ調査の結果を勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

周辺自治体及び関係機関の動向等を勘案しながら、必要に応じ検討していきます。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の内容（b）	—	—	—	—	—
過不足（b－a）	—	—	—	—	—

《今後の方向性》

事業の周知と共に、里親によるショートステイ事業の検討等の可能性を引き続き検討します。
また、周辺自治体の児童養護施設等への委託を検討します。

7 乳児家庭全戸訪問事業（2 か月児全戸訪問事業）

<事業概要>

町助産師・保健師等が、生後2か月に達する日から3か月に達する日の前日までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、赤ちゃんの成長発達の確認、養育環境の把握、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する相談支援を行います。

《現状》

本町においては、2か月になる頃に町助産師・保健師等が全戸訪問を実施し、その実施率は100%です。また、相談支援を随時行っています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
訪問実人数	15人	7人	14人	14人	10人

《量の見込みの考え方》

訪問率100%を想定し、各年度の0歳推計児童数とします。

《確保方策の考え方》

町助産師・保健師等の訪問を適切に行うことにより、訪問実施率100%の維持に努めます。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(a)	15人	15人	15人	15人	15人
確保の内容(b)	15人	15人	15人	15人	15人
過不足(b-a)	0人	0人	0人	0人	0人

《今後の方向性》

家庭訪問を通して安心して子育てできるよう不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供を行うとともに、訪問実施率がこれまで同様100%を維持できるように努めます。

8 養育支援訪問事業

<事業概要>

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援やこどもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。

《現状》

本事業のうち専門相談支援を実施しており、妊婦等包括相談事業と連動させながら育児不安等へ早期支援をしています。また、家事援助については、これまでその必要性が認められた家庭はありません。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
訪問延人数 (育児・家事援助)	0人	0人	0人	0人	1人
訪問延人数 (専門的相談支援)	3人	4人	3人	3人	4人
合計延人数	3人	4人	3人	3人	4人

《量の見込みの考え方》

令和5年度(2023年度)の訪問実績と令和6年度(2024年度)の訪問見込み数、要支援児童及び特定妊婦*並びに要保護児童数の推移、各年度の0歳推計児童数を勘案して算出しています。

また、育児・家事援助は令和6年度から子育て世帯訪問支援事業として実施します。

* 特定妊婦とは…

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

《確保方策の考え方》

養育支援が特に必要であると認められる家庭に対し、適切に対応できる体制を確保します。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(a)	3人	3人	3人	3人	3人
確保の内容(b)	5人	5人	5人	5人	5人
過不足(b-a)	2人	2人	2人	2人	2人

《今後の方向性》

虐待リスクを早期に解消するためにも、妊娠期から乳幼児期の早い段階において家庭訪問による養育支援訪問を継続して実施します。

9 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

<事業概要>

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言及びその他の援助を行う事業です。

《現状》

『きらり』において事業を実施しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施施設数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用延人数	3,939 人	3,534 人	7,503 人	5,936 人	5,072 人

《量の見込みの考え方》

利用者のこれまでの実績（利用延べ人数）及びニーズ調査の結果を勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

『きらり』において事業を実施し、量の見込みに対応する利用体制を確保します。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	560 人	570 人	580 人	590 人	600 人
確保の内容（施設）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保の内容（b）	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
過不足（b－a）	40 人	30 人	20 人	10 人	0 人

《今後の方向性》

令和6年度『屋外子ども広場～いずもざき すまいるパーク～』の開設に伴い、『きらり』の利用者は増加しています。気軽に育児相談や親同士の交流ができる場へのニーズが高いことから、子育ての悩みの解消や家庭内での養育力の向上を推進するため、今後も継続して実施します。

10 一時預かり事業

<事業概要>

社会参加等により一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援として、主として昼間に、保育所や認定こども園、幼稚園等において、こどもを一時的に預かる事業です。

幼稚園に在園する児童を対象とした「幼稚園型」と保育施設等を利用していない児童を対象とした「基本型」があります。

《量の見込みの考え方》

利用者のこれまでの実績（利用児童数・日数）及びニーズ調査の結果を勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

今後も現体制を確保し、保護者の一時的な保育負担の軽減に努めます。

①幼稚園型

《現状・量の見込・確保の内容》

当町には令和6年度末時点で幼稚園がないため、当計画年度における実施の予定はありません。

②基本型（幼稚園型以外）

《現状》

町内のすべての保育所等で一時預かり事業を実施しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用延人数	10人	2人	86人	18人	16人

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み(a)	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保の内容(施設)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
確保の内容(人)(b)	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
過不足(b-a)	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日

◇人日：年間の利用人数×利用日数

《今後の方向性》

保育料完全無償化等により低年齢からの入園が見込まれるため、一時保育事業の利用は減少傾向にありますが、保育ニーズの変化等による利用者数の推移を注視しながら、受入枠を確保します。

11 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

<事業概要>

保護者の就労等の理由により、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院等に付設された専用スペースにおいて、病気のこどもを一時的に保育する事業です。

《現状》

令和7年度（2025年度）の実施に向けて検討を進めています。

《量の見込みの考え方》

ニーズ調査の結果を勘案し、算出しています。

《確保方策の考え方》

令和7年度（2025年度）内の開設に向け、検討を進めます。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	125人日	125人日	125人日	125人日	125人日
確保の内容（b）	125人日	125人日	125人日	125人日	125人日
過不足（b－a）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《今後の方向性》

共働き家庭が増加しており、病児保育事業へのニーズは高まっています。既存施設において、令和7年度（2025年度）内での開設を目途に、医療機関など関係機関と連携を図りながら検討を進めていきます。

12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業概要>

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

《現状》

本町においては、本事業の「会員数 20 人以上」の要件を満たすことができず、令和 6 年度（2024 年度）末において実施していません。

《量の見込みの考え方》

ニーズ調査による利用意向を勘案して算出しています。

《確保方策の考え方》

今後の需要動向を注視しながら、必要に応じ検討していきます。

《量の見込・確保の内容》

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (a)	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日	7 人日
確保の内容 (b)	—	—	—	—	—
過不足 (b - a)	—	—	—	—	—

《今後の方向性》

本町においては、祖父母等の近親者が近居している世帯が多く、事業への需要がほとんどない現状ではありますが、家族構成や生活スタイルの変化に伴い、需要も大きく変化する可能性もあるため、引き続き実施の必要性や可能性についての検討を行います。

また、会員数 20 人以上の要件が達成できるよう、地域資源の開拓を進めます。

13 妊婦健康診査事業（妊婦一般健康診査事業）

<事業概要>

医療機関・助産所において妊婦の健康診査を行うことで、母体や胎児の疾病の早期発見、早期治療を推進し、健康の保持増進を図る事業です。

また、妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付とあわせて 14 回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

《現状》

妊娠の届け出のあった全員に、本事業を実施しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
妊婦実数	15人	18人	17人	16人	12人
受診延べ件数	97件	105件	125件	99件	70件

《量の見込みの考え方》

毎年 15 人の妊娠届がある見込み（各年推計人口（0歳児人口））とし、1 人の妊婦が妊婦一般健康診査を直近 3 年間の平均受診回数（14 回）受診することを想定しています。

《確保方策の考え方》

新潟県内外医療機関及び助産所へ委託し、量の見込みに対応した事業量を確保します。

- ・健診回数：14 回まで
- ・実施場所：新潟県内外医療機関及び助産所
- ・実施時期：妊娠期間

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	210件	210件	210件	210件	210件
確保の内容（b）	210件	210件	210件	210件	210件
過不足（b－a）	0件	0件	0件	0件	0件

《今後の方向性》

早期の妊娠届出を推進することで妊婦一般健康診査の受診を勧奨し、医療機関と連携しながら妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。

14 子育て世帯訪問支援事業（家庭訪問による継続的個別支援事業）

<事業概要>

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事・育児等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

《現状》

令和6年度（2024年度）から開始された事業です。本町においては、令和6年度（2024年度）末において未実施です。また、ヤングケアラー実態把握を毎年小中学校と連携し実施していますが、本事業の対象となる家庭はありませんでした。

《量の見込みの考え方》

これまでの実績やニーズ調査の結果から、量の見込みとして算出しました。

《確保方策の考え方》

今後の需要動向を注視しながら、必要に応じ検討していきます。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保の内容（b）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
過不足（b－a）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《今後の方向性》

事業の本格実施を見据え、必要な社会の資源開拓を行うとともに、関係機関と連携しながら本事業の利用が望まれる潜在的なニーズ量の把握を行っていきます。

また、委託事業所についても併せて検討していきます。

15 親子関係形成支援事業（ペアレント・トレーニング事業）

<事業概要>

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行う事業です。定員は 10 名程度を目安に、原則としてグループで実施し、プログラムは、概ね 5～8 回（各回 90 分～120 分程度）を目安に、4 回以上の連続講座として実施するものです。

保護者同士が悩みや不安を相談・共有し情報交換ができる場を設けるなど必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

《現状》

児童福祉法改正により令和 6 年度（2024 年度）から開始された事業です。本町においては、令和 6 年度（2024 年度）末において未実施ですが、現在ペアレントトレーニングを実施できる職員は 3 人います。

当町の出生数や早期に入所する実態から、本事業の要件である「原則としてグループによる実施」が難しく、かつ、就労をしているご家庭が多いことから、4 回以上の連続講座に参加することが難しい状況があります。そのため現在町では、本事業が対象となる保護者に対し、それぞれの応じた悩みやこどもの関わり方について参加しやすい時間帯を設定し、ペアレントトレーニングの要素を取り入れた支援を実施しています。

《量の見込みの考え方》

当町の出生数や早期に入所する実態やこれまでの実績、ニーズ調査の結果から、量の見込みとして算出しました。

《確保方策の考え方》

今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ検討していきます。

《量の見込・確保の内容》

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (a)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保の内容 (b)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
過不足 (b - a)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

《今後の方向性》

ポピュレーションアプローチとして、こどもとの適切なかわり方について講演等行いながら、ハイリスクアプローチとして、少人数や個別でのペアレントトレーニングを継続して実施していきます。

16 妊婦等包括相談支援事業

<事業概要>

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

《現状》

現在は、伴走型相談支援事業として助産師が妊産婦との面談を行い、実施率は 100%です。

《量の見込みの考え方》

毎年 15 人の妊娠届がある見込み（各年推計人口（0 歳児人口））とし、1 人の妊婦に対し 3 回面談するため、45 回としました。

《確保方策の考え方》

町助産師や保健師による面談の実施等により、必要な情報提供や相談に応じ、切れ目のない支援に取り組めます。

《量の見込・確保の内容》

	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
量の見込み (a)	45 回	45 回	45 回	45 回	45 回
確保の内容 (b)	45 回	45 回	45 回	45 回	45 回
過不足 (b - a)	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

《今後の方向性》

妊娠届の際の「初めての面談」を大切にしながら、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、妊産婦やそのご家族が安心して出産や育児に臨めるよう支援していきます。

17 産後ケア事業

<事業概要>

出産後の一定期間、母親の身体的回復及び心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

《現状》

本町は令和5年度（2023年度）からアウトリーチ型及びデイサービス型を実施し、令和6年度（2024年度）からは宿泊型も追加され、よりきめ細かな支援ができる体制を整備しています。

事業を利用した方の目的としてはレスパイトが多く、次に授乳や沐浴等の育児手技に関する悩みを解決するために利用しており、満足度も高い結果となっています。

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み（a）		一人日	一人日	一人日	人日	人日
実施 個 所 数	宿泊型	一人日	一人日	一人日	一人日	0人日
	アウトリーチ型	一人日	一人日	一人日	7人日	7人日
	デイサービス型	一人日	一人日	一人日	7人日	12人日

《量の見込みの考え方》

これまでの実績や、各年推計人口（0歳児人口）を量の見込みとして算出しました。

《確保方策の考え方》

希望する全ての産婦が利用できるようアウトリーチ型、デイサービス型、宿泊型の産後ケア事業を提供します。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	26人日	26人日	26人日	26人日	26人日
確保の内容（b）	26人日	26人日	26人日	26人日	26人日
過不足（b－a）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《今後の方向性》

利用者の満足度が高く、産婦の休養に欠かせない事業であるため、気軽に利用できる事業として、周知・啓発を図ります。

18 児童育成支援拠点事業

<事業概要>

養育環境等に課題を抱える学齢期の子どもに対して安心・安全な居場所を提供し、生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート等を行うことに加え、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行うことを目的とした事業です。

《現状》

児童福祉法改正により令和6年度（2024年度）から開始された事業です。本町においては、令和6年度（2024年度）末において未実施です。

しかし、本事業の対象より幅広くかつ柔軟な支援を関係課と連携しながら『きらり』において実施しており、さまざまな課題や悩みを抱えた多くのこどもたちの居場所となっています。

《量の見込みの考え方》

これまでの実績やニーズ調査の結果から、量の見込みとして算出しました。

《確保方策の考え方》

本事業の実施要綱中の、食事の提供等や職員配置要件を満たすことはできず、実施の予定はありませんが、今後の需要動向の把握に努めつつ、必要に応じ検討していきます。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	0人	0人	0人	0人	0人
確保の内容（b）	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（b－a）	0人	0人	0人	0人	0人

《今後の方向性》

本事業は実施する予定はありませんが、実際に利用しているこどもたちの声を聞きながら、安心して過ごせる居場所の提供は、関係機関と連携しながら子どもたち一人一人に合せた個別性のある支援を取入れ、今後も継続して実施していきます。

また、食事の提供等の事業実施の課題解決ができるよう、検討を重ねていきます。

19 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

<事業概要>

保育所等に通っていない満3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間帯等で利用できる事業です。

《現状》

本町においては、令和6年度（2024年度）末において未実施です。令和8年度の本格始動を前に全国各地でモデル事業の実施や体制づくりが進められています。

《量の見込みの考え方》

現在の入園状況やニーズ調査を勘案して推計しています。

《確保方策の考え方》

今後、国の動向などを踏まえて、令和8年度（2026年度）からの実施に向け、取り組んでいきます。

《量の見込・確保の内容》

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の見込み（a）	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保の内容（b）	0人日	2人日	2人日	2人日	2人日
過不足（b－a）	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

《今後の方向性》

低年齢からの入園児童の増加や一時保育事業の利用により、当町において本事業の利用はほとんど見込めないと思われますが、国の動向を踏まえ、令和8年度（2026年度）からの実施に向け、検討を進めていきます。

第6節 その他の推進方策

1 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

本町では、こどもたちが健やかに成長できるよう、質の高い教育・保育の一体的提供を行っています。今後も、保育所等における保護者の行事参加や各種活動の円滑化を図るため、就労の有無、利用時間の長短にかかわらず、保護者が相互に理解し連携できる環境づくりを支援します。

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ、地域の子育て支援を行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供することが可能です。

本町においては、令和6年4月現在1施設が設置されており、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園の普及に当たり、引き続き保育所等の既存施設からの移行支援に努めます。

②幼稚園教諭と保育士の資質向上等

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質向上が必要となります。

本町においては、幼稚園教諭及び保育士を対象とした研修の実施や幼稚園教諭免許・保育士資格のいずれかを有する場合の免許・資格併有の促進を支援するほか、一体的な教育・保育を提供するため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士の合同研修の機会創出や情報提供などの支援に努め、関係団体等と連携を図ります。

③教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、こどもの発達段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定して提供することは、こどもの健やかな発達を保障するうえで、重要な役割を担っていると考えられております。

本町においては、未就園のこどもを持つ家庭を含む全てのこどもに対し、健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた切れ目のない子育て支援の充実を図り、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、行政の各関係者が相互に連携及び協働した取組を推進します。

④保育所等と小学校との円滑な接続の推進

小学校入学にあたりこどもや保護者が抱く期待や不安に対して、こどもの発達や学びは連続しているという観点から、保育所等と小学校との連携・交流を促進し、小学校教育に円滑につなげていくよう配慮します。

⑤職員の連携、質の向上に対する支援

施設間の連携や情報共有を促進するとともに、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の実現に向けて、研修体制の充実、処遇面の改善を支援します。

また、保育所等及び町で情報を共有し、協力体制を構築するなど、相互連携に努めます。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等を考慮した上で、公正かつ適正に施設等利用費を支給します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示等に当たっては、県と連携しながら、必要に応じて施設等の所在、運営状況等の共有を行い、適切な指導・監査を行うなど保育の質の確保に努めます。

3 産後の休業及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業や育児休業の満了時に、保護者が希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、休業中の保護者向けの情報提供の充実や当事者に対する相談支援に努めるとともに、教育・保育施設等の計画的な整備を図ります。

4 外国人のこどもへの支援・配慮

教育・保育施設等において外国人幼児や両親が国際結婚の幼児等が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう理解と配慮の促進に努めます。

第6章 計画を実現するために

第1節 こども・若者、子育てにやさしいまちづくりのための意識改革

こどもや若者、子育て当事者が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、まちの人すべてがこどもや子育て中の方々を応援するといった本町全体の意識改革を図ります。

また、地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発や妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮に関する町民の理解・協力の促進など、様々な取組を通じてこどもや子育て当事者を本町全体で支える気運を醸成していきます。

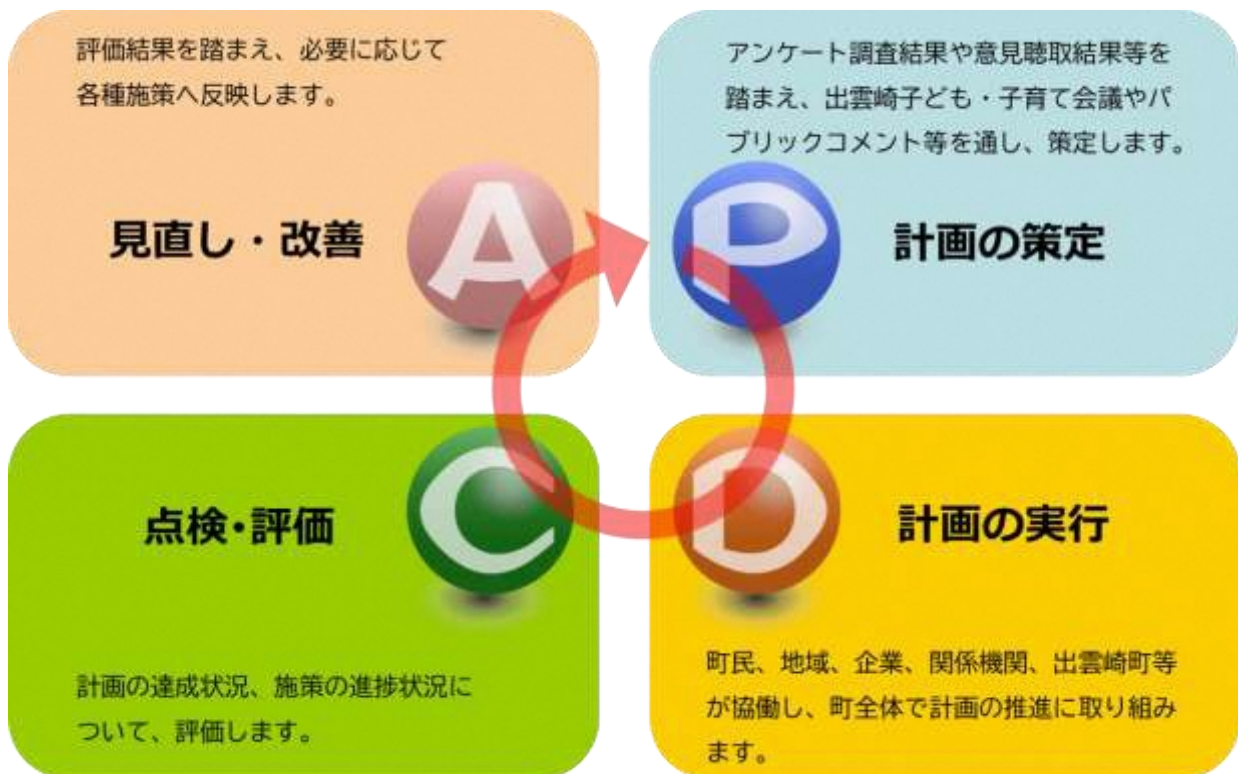
第2節 計画の進行管理・評価方法

本町では、本計画の適切な進行管理を進めるために、施策の目指すところ（目標）の達成状況を明確化するとともに、各種施策の効果を検証することができる「アウトカム指標」を設定し、「出雲崎町子ども・子育て会議」等において、年度ごとに点検・評価を行います。

また、計画の実施にあたっては、具体的施策である各事業等の進行状況を把握し、バックキャスト*の視点からPDCAサイクルを回すことで、より効果的な施策の検証を行います。

* バックキャストとは…

未来のあるべき姿を想定し、そこから逆算して現在取るべき施策を考える思考法のこと。



第3節 関係機関との連携強化

本町では、本計画の適切な進行管理を進めるために、施策の目指すところ（目標）の達成状況を明確化するとともに、各種施策の効果を検証することができる「アウトカム指標」を設定し、「出雲崎町子ども・子育て会議」等において、年度ごとに点検・評価を行います。

また、計画の実施にあたっては、具体的施策である各事業等の進行状況を把握し、バックキャストの視点からPDCAサイクルを回すことで、より効果的な施策の検証を行います。

1 各課の連携強化

本計画は、こども関連施策のほか、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっています。そのため、関係各課と『こども大綱』の内容や本計画の位置づけ、こどもの権利やこども・若者の意見聴取の意義などを共有し、こども未来室を中心に部署間の連携を深め、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

2 関係機関や町民との連携

計画を推進していくためには、国や県をはじめ、児童相談所、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する町民活動団体、こども・若者支援に関わる民間団体等の関係機関との連携・協働が必要です。そのために、官民や専門分野の垣根を越えて、それぞれが持つ強みやスキルを総動員し、同じ目的に向かって協力できる、連携・協働のネットワーク体制の強化に努めます。

また、町民に対する『こども基本法』や計画の理念についての普及・啓発に取り組むとともに、本町の取組について積極的に情報発信し、身近なこどもや若者、子育て当事者の方へ関心を向けてもらうことで、町だけでなく、地域全体でこどもをはぐくみ、若者に寄り添い、子育てを支えることによって、

こどもまんなか いずもざき
～すべてのこどもが輝き、夢や希望をともにはぐくむまち～

の実現を図ります。

資料編

第1節 出雲崎町子ども・子育て会議

1 出雲崎町子ども・子育て会議委員名簿

順不同・敬称略

No.	氏 名	役 職 等	備 考
1	諸橋 弘子	一般保護者	
2	近藤 聖	出雲崎こども園保護者	
3	安達 知世	小木之城保育園保護者	
4	廣橋 恵美	放課後児童クラブ保護者	
5	河崎 栄子	子育てサポーター代表	
6	高桑 佳子	町議会議員	副会長
7	久保田 真規子	新潟中央短期大学教授	
8	宮田 よしみ	主任児童委員	
9	原 俊介	小木之城保育園主任保育士	
10	高木 香澄	出雲崎こども園長	
11	中澤 広行	出雲崎小学校長	会長
12	佐藤 登	出雲崎中学校長	
13	南波 愛	放課後児童クラブ支援員	
14	吉岡 育子	出雲崎町教育課長	
15	金泉 修一	出雲崎町保健福祉課長	

■ 任期：令和5年（2023年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

2 計画策定の主な経過

期 日	会議名等	会議内容等
令和6年 (2024年) 6月19日	第1回 出雲崎町子ども・ 子育て会議	・ こども計画の策定について ・ 屋外遊具施設整備事業について
7月期から 9月期まで	アンケート調査・ 意見聴取・町議会 との交流会実施	・ 計画策定に係るアンケート調査実施 ・ 計画策定に係る意見聴取実施 ・ 計画策定に係るこどもと議会の交流会実施
10月8日	第2回 出雲崎町子ども・ 子育て会議	・ 令和6年度の子ども子育て支援事業の 中間報告について ・ 出雲崎町こども計画の素案について
令和7年 (2025年) 2月4日	第3回 出雲崎町子ども・ 子育て会議	・ 出雲崎町こども計画（案）について
2月6日から 2月13日まで	パブリックコメント	・ 町内に居住、通勤、通学している方、町内に事業所がある法人等から、広く意見を募集
2月12日から 2月16日まで	パブリックコメント	・ 町内の小中学生等から広く意見を募集

■上記のほか、随時意見聴取や庁舎内関係各課との打合せを実施。

第2節 出雲崎町 『未来へつなぐ子育て応援宣言』

令和5年5月13日

子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、一人ひとりが大切な町の宝です。

出雲崎町の豊かな自然や文化の中で、ふるさとに愛着と誇りをもち、心豊かでたくましく健やかに育つことは、町民すべての願いです。

良寛のこころを心として、地域全体で子育てを応援する思いやりある地域をつくり、子どもの笑顔があふれ夢と希望をもてる町、充実した子育てに喜びを実感できる町をめざし、3つの使命を果たします。

- 一、子どもの「生きる、育つ、守られる、参加する権利」を最大限尊重し、こどもを中心とした施策を推進します。
- 二、生まれ育った境遇によって、子どもたちの将来が左右されることのない可能性に満ちた社会の実現を目指します。
- 三、子どもの年齢や発達に応じて、切れ目のない支援の一層の充実を図ります。

子育て支援に、より一層力を入れ「子育てするなら出雲崎」と選ばれるまちを目指し、ここに「未来へつなぐ子育て応援宣言のまち」を宣言します。

出雲崎町こども計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

出雲崎町

発行日 令和7年3月

発行者 出雲崎町 保健福祉課 こども未来室

住 所 〒949-4342

新潟県三島郡出雲崎町大字米田 395 番地

T E L 0258-86-5580

F A X 0258-86-6466

E-mail kodomo-mirai@town.izumozaki.niigata.jp

出雲崎町こども計画

良寛と夕日の町



<https://www.town.izumozaki.niigata.jp>